

東京大会



第65回租税研究大会開催にあたり 会長挨拶

公益社団法人日本租税研究協会会長

西田 厚聰

(株式会社東芝 会長)

本日は、第65回の開催となります租税研究大会に多数の皆様と講師の方々にご参加いただき、心から御礼申し上げます。特に、財務省星野大臣官房審議官、総務省平嶋大臣官房審議官には、業務ご多忙中にもかかわらず、パネリストとしてご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、ご出席の皆様方には常日頃、租研の事業活動にひとかたならぬご支援・ご協力を賜っております。本席をお借りいたしまして、あらためて厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月に安倍政権が発足致しまして、日本の政治、経済情勢には劇的な変化が見られるようになりました。安倍政権は、いわゆるアベノミクスの「三本の矢」によって、強い日本、強い経済を取り戻すとして、強いリーダーシップを発揮されておりますが、その効果もあり日本経済には、為替相場や株式市場に大きな変化が出ており、実体経済に回復の兆しが見え始めております。

世界経済・金融情勢による景気の下振れリスクや、アベノミクスに対する批判が一部にはございますものの、20年近く続いたデフレからの脱却と持続的な成長への期待が一層高まっております。

日本経済の持続的な成長には、長年にわたる構造問題の原因を取り除き、規制改革などの構造改革を早期に進め、成長戦略の確実な実行に努力し、経済の構造転換を加速することが、何よりも重要であるといえます。



日本経済は、長年の低成長等によりまして、世界における経済的地位が著しく低下しておりますことは皆様ご承知のとおりであります。経済活動を活性化するためには、構造改革を進めることにより、弛みなくイノベーションを創出し、国際競争力を強化するとともに、生産性を上げ、企業収益を拡大し、雇用、所得を増大させ、経済成長に好ましい正のスパイラルをもたらすことが重要であります。そのためにも、経済活動のグローバル化時代に相応しい成長戦略の確実な実施に官民を上げて、早急に取り組んでいかなければなりません。

少子・高齢化の急速な進行に伴いまして、社会保障の給付は既に109兆円を超える水準にまで膨張し、一方、税と社会保険料をあわせた国民負担は横這いしないし減少しており、世界に例を見ないほど受益と負担のアンバランスが拡大しております。

税制抜本改革法による消費税率の引き上げは、財政健全化に向けた大きな一歩ではありますが、今後は税率引き上げを確実に実施していくことが何よりも重要です。しかし、この引き上げだけでは受益と負担のアンバランスを解消することはできません。今後も社会保障費は拡大していくことが見込まれますので、社会保障制度の思い切った重点化・効率化によって給付の抑制を進めるとともに、新たな税収の確保が不可欠となっております。

わが国の長期債務残高は、既に歴史的、国際的に最悪の水準となっております。財政健全化を確保することが持続的成長を支え、社会保障をはじめ国民生活を維持していく基盤ともなりますので、中長期の財政計画において、財政健全化への取り組みを一段と強化することが必要です。

財政健全化目標に基づく改革案とその実行スケジュールを明確なものとし、確実に実行することによって、国民からの信認のみならず、日本に対する国際的な信認を得ることが必須要件であります。これからの日本が、安心して豊かな国民生活を維持し、世界における超高齢社会の指導的な国となり得るのか、今、正に岐路に立っております。日本は、この歴史的転換点にお

いて国民の力を結集し、新たな「日本」を創造していかなければならないと思います。

私ども租研は、民間の立場から、税・財政の問題を調査・研究し、毎年、中長期的な課題を含め、あるべき税制改革について提言を行っております。当協会では、これまでも成長戦略と財政の健全化、社会保障制度改革を一体的に推進するためには、「経済活力の強化」と「安定財源の確保」をキーワードとして、消費税率の引き上げの着実な実施と新たな税制改革への取り組みが必要であると考えてきました。

税制抜本改革法による消費税率の引上げは、この当協会の提言にも沿ったものであります。これを確実に実施するとともに、中長期の財政健全化目標を達成する確固たる姿勢を提示し、国内ばかりでなく、国際的な信認を高めることが必要です。さらに、経済成長戦略を早期かつ確実に実行することにより、わが国が直面する歴史的転換点を乗り越え、新たな「日本」が創造されることを期待しております。

本東京大会におきましては、本日午前中の増井教授、明日午前の岡村教授からの研究報告、そして、これから開催いたします討論会「税制改革を巡る現状と課題」と明日の「国際課税を巡る現状と課題」の2つの討論会を予定してお



ります。ご参加いただく皆様は税制，財政に精通された方々ばかりでございまして，大変有意義なお話を伺えるものと思います。皆様とともに，大きな期待を込めて拝聴したいと存じます。

最後になりましたが，ご出席の皆様方の今後

ますますのご発展をお祈り申し上げますとともに，当協会の活動につきましても，今後とも一層のご支援，ご協力を賜りますよう，切にお願い申し上げます。私の開会の挨拶とさせていただきます。

多国籍企業の利子費用控除に関する最近の議論

東京大学大学院法学政治学研究科教授

増井 良啓

1. はじめに

(1) BEPS 行動計画

2013年2月、OECDがBEPS報告書を公表しました¹。BEPS報告書は、税源浸食の鍵となっている事項を列挙し、各国に対応を促しています。そのひとつが、本日の論題である、企業グループ内金融取引 (intra-group financial transactions) です。

2013年7月には、BEPS行動計画が公表されました²。15の行動計画のうち、行動4は、負債利子の損金算入などによる税源浸食について、2つのことを計画に盛り込みました。

*国内法の設計に関するベスト・プラクティスの策定

*移転価格ガイドラインの改正

それぞれ、2015年の9月と12月を目標にしています。

こうして現在、多国籍企業グループの利子費用控除は、ホットなテーマになってきています。



英国上院、豪財務省も、これに対応するペーパーを出しています³。

(2) この報告の趣旨

こういった動きが顕在化する以前から、理論的な研究がされてまいりました。企業グループ内部の負債は、独立企業間の負債と経済的性質が異なります。にもかかわらず、税制は、負債について利子費用が発生すれば損金算入を認めます。これと対照的に、株式について配当を支

1 OECD (2013a). 引用文献については、末尾のリストを参照。

2 OECD (2013b).

3 House of Lords (2013), Australian Government Treasury (2013).

払っても損金に算入しません。つまり、負債（debt）と株式（equity）とで、対照的な扱いを維持している。このような基本構造が、問題の根っこにあります。

本報告では、株式と負債の区別がなぜ国家間税源移転につながってしまうかをご説明し、多国籍企業の利子費用控除についてどういう議論がされているかを簡単にご紹介します。

そのさい、とくに金融機関に限定せず、一般の事業会社を念頭におきます。BEPSの議論がここまで政治的にハイレベルの支持を得るようになった背景には、2008年の国際金融危機があります。金融危機の発生に税制も一役買っていたのではないかという議論があり、まさに負債の課税取り扱いが問題とされました⁴。しかし、本日は、法人税制一般の課題として、多国籍企業の利子費用控除の問題に接近します。

2. 多国籍企業の課税にとってなぜ利子費用控除が問題となるか？

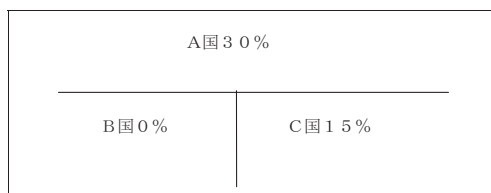
2-1. 収益と費用の地理的マッチング

(1) 3か国モデルの導入

まず、図表1をごらんください。3つの国があります。議論を簡単にするため、この3つの国の法人税制は日本のそれとほぼ同一であると仮定します。ただ、A国の法人税率が30%、B国の法人税率が0%、C国の法人税率が15%です。

この税率は限界税率（marginal tax rate）です。追加的に1単位の所得を稼得した場合に企業が直面する税率でありまして、法定税率とは必ずしも一致しません。法定税率が30%であっても、過去に赤字続きでその事業年度に繰越欠損金を利用できるような場合には、追加的に1

図表1 収益と費用の地理的マッチング



単位分の所得を稼得しても限界的には法人税を余分に支払う必要がない、つまり限界税率が0%になります。逆に、何らかの理由で適正な費用控除ができない場合などには、法定税率よりも高い限界税率に直面します。ここで限界税率を問題にする理由は、収益の益金計上と費用の損金算入が企業行動に与える影響を考えたいからです。

(2) どの国で収益と費用を計上するか

この例で、多国籍企業が税引後利益を最大化するには、どの国で収益を計上するのが得策でしょうか？もちろん、B国で収益を計上することです。B国の税率が0%ですから、A国やC国で収益を計上する場合と違って、追加的な収益に対して法人税がかかりません。もし他のコストが変わらなければ、収益計上は低課税国にもっていきたいのが、多国籍企業の行動原理です。

それでは、費用計上については、どの国で行うのが有利でしょうか？これは、税率の高い国、A国です。A国で費用控除を行うことで、費用控除額の30%分の法人税額が減少します。これに対し、C国で費用計上しても15%分しか法人税額が減りません。B国に至ってはもともと税率が0%ですので、B国で費用控除を行っても、法人税額の減少は見込めません。もし他のコストが変わらないのであれば、多国籍企業としては、高課税国で費用計上を行いたい。

4 キーン（2011）、藤谷（2013）。

これを組み合わせると、各国の税率格差を利用した裁定行動が可能になります。収益はB国で計上し、費用はA国で計上する。収益と費用の地理的ミスマッチが、税引後の利益を最大化する手だてになるのです。

(3) 裁定行動の発生

実際には、多国籍企業がどこでもうけをだして、どこで費用をつけるかは、事業戦略上の必要に迫られて行うことが多いでしょう。企業は税引後の利益を最大化したいのであって、ただ単に税金を減らしたいわけではありません。事業の存続のためには本業がうまくいくことが前提になります。皆が皆、法人税を減らすだけのために血眼になって、費用や収益の計上地を人為的に操作するというわけではありません。

けれども、大きな構図としては、いまご説明したような力学が確実に働いています。そして、もし小さなコストで収益や費用の計上地を操作できる環境が与えられれば、実際にも裁定行動が生じます。

(4) 無形資産と金融資産

その典型例が、高課税国でR&D控除を利用し、できあがった無形資産を低課税国に配置して収益をためこむやり方です。アップルやグーグルなど著名企業について近年報道されている事案は、ほぼ例外なく、このやり方を組み込んでいます。たとえば、米国内で長年R&Dを行って費用を控除しておいて、ある時点で国外関連会社と費用分担契約を結び無形資産をタックス・ヘイブンに出し、成果が実ったあとはタックス・ヘイブン関連会社が全世界から使用料を集金する。こうすることで、セオリー通り、高課税国で費用を控除し、低課税国で収益を計上します。これが可能になるのは、無形資産について地理的な所在の特定が困難であり、しかもその評価が難しいという特性があるからです。

無形資産と並んでもうひとつ、よく利用されるのが、金融資産です。金融資産も、地理的な

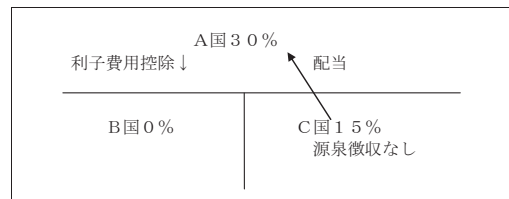
所在の特定が困難です。金融資産の代表格が株式や社債です。これらについては、土地や建物のように物理的に所在地を特定することは意味を持たず、発行体や債務者の居住地をもって地理的なつながりを決する他はありません。

2-2. 負債と株式の利用による事実上の納税地選択・その1

(1) 事例の説明

では、負債の利子費用控除は、どういうふうにご利用できるのでしょうか？このことをイメージするために、図表2をごらんください。

図表2 A国の親会社がC国に子会社を設立



いま、多国籍企業グループがC国で生産活動を行うとします。この企業グループには、A国に親会社があり、C国に完全子会社があります。ここで、C国子会社が自分自身で借り入れをおこなうのでは、同じ国の同じ税制の内部で収益と費用がマッチしますから、地理的ミスマッチは出てきません。これに対し、この例では、有利な地理的ミスマッチを生じさせるために、A国の親会社が借り入れて、C国の子会社に増資払込みをします。

その結果、次のようになります。C国子会社が利益をかせぐと、15%の税率が適用されます。税引後の利益からA国親会社に配当を支払うと、A国では外国子会社からの受取配当の益金不算入制度が利用できます。また、A国親会社は、借り入れについて発生した利子費用を損金に算入します。これによって何が達成できるかというと、C国に課税所得を集中して、A国よりも低い税率の適用を受けます。税率の高いA国でどうなるかというと、益金側がほぼ

非課税になるばかりでなく、損金側で利子費用を控除できます。

さきほど、C国子会社が自分自身で借入れをおこすのでは、地理的ミスマッチが出てこないと申しました。収益をだしても15%の税率に直面しますし、費用をだしても控除による節税分は同じ15%でカウントするからです。これに対し、この例では、A国親会社が借入れをおこすことで、利子費用控除が30%分の価値を持ちます。このような地理的ミスマッチがあるからこそ、企業グループ全体でみた節税につながってくるわけです。

(2) 事例の分析

この例は単純に見えますが、良く見てみると、いくつかのからくりが組み合わさっています。重要なポイントが3つあります。

ポイント1は、利子費用控除の可否を単体ベースで判定していることです。企業グループとしては、親会社が借入れようが、子会社が借入れようが、グループ全体で最適な資金調達ができれば差し支えありません。しかし、税制との関係では、グループベースではなく、あくまで単体ベースで考えています。言い換えれば、私法上の債務者であるそれぞれの単体法人の手元で、個々の法人の借入れに着目して、費用控除を行っています。これは、特別に国際的連結納税制度のようなしくみを導入していない税制の下では、自然にそうになってしまいます。日本のグループ法人税制も、国際的な局面には適用がありません。こうして、多国籍企業はグループベースで意思決定を行うのに、税制は単体ベースで対応するというズレが生じています。

ポイント2は、C国子会社が増資していることです。A国親会社から借り入れることもできたはずですが、そうせずに、新株発行によって資金調達をしています。いま、資金調達のやり方として、負債(debt)による場合と株式(equity)による場合を比較してみたのが、図表3です。

図表3 負債シナリオと株式シナリオの比較

	A 国	C 国
負債シナリオ： 利子支払	益金計上（法人税○）	損金計上（法人税×）
株式シナリオ： 配当支払	益金不算入（法人税×）	損金不算入（法人税○）

一方で、負債シナリオでは、C国子会社からA国親会社に利子が支払われます。A国親会社は、受取利子を益金に計上します。C国子会社は、支払利子を損金に計上します。その結果、法人税の課税はA国でなされることになります。

他方で、株式シナリオでは、法人税の課税はC国でなされます。というのも、C国子会社からA国親会社に配当が支払われる場合、課税取扱いが利子の場合とは逆転するからです。A国親会社は、受取配当がほぼ益金不算入になります。C国子会社は、税引後の利益から配当を行うのであって、支払配当を損金に計上できません。

要するに、株式シナリオを選ぶことによって、A国ではなくC国で法人税が課税されるようにしているのです。もちろん、A国よりもC国の税率が低いので、こうすることが多国籍企業にとって有利になります。

ポイント3は、源泉徴収税です。企業にとっては、法人税に加えて、源泉徴収税の考慮も大切です。この点、二国間租税条約は、親子会社間配当に係る源泉税を軽減しており、全面的に免税する条約例も増えています。この例でも、A国とC国の間の条約によって、C国は源泉税を軽減するか、免除するかという場合が多いでしょう。そうすると、源泉徴収税の考慮はほとんど不要になります。

このようなからくりがあるため、C国で負債をおこすか株式を発行するかにより、事実上の納税地選択が可能になります。低課税国で納税することを選択できるのです。これは、C国で

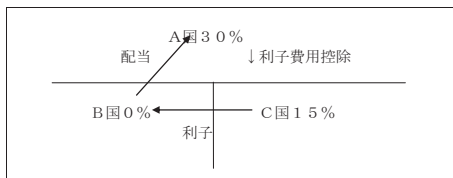
直接に借り入れる場合にはできないことです。また、A 国親会社が C 国子会社に融資する場合にもできないことです。

2-3. 負債と株式の利用による事実上の納税地選択・その2

(1) 組み合わせた事例

この例を一步進めてみましょう。図表4をご覧ください。

図表4 姉妹会社間利子と親子会社間配当の組み合わせ



この多国籍企業が、B 国にも関連会社を有していたとしましょう。この関連会社は、A 国親会社の完全子会社です。つまり、B 国子会社と C 国子会社は、共通親会社の傘の下にぶらさがった姉妹会社という関係にあります。

いま、C 国子会社が生産活動を行うにあたり、その資金調達を次のようにします。まず、A 国親会社が資金を借り入れて、B 国子会社に増資払込みをする。B 国子会社から、C 国子会社に融資を行う。

これによって、次のことが可能になります。C 国子会社は、B 国子会社に負債の利子を支払うと、損金に算入できます。B 国子会社は、利子を受け取りますが、それにかかる税率は 0 % です。B 国子会社が A 国親会社に配当を支払いますと、A 国親会社は、受取配当益金不算入制度を利用できます。A 国親会社は負債利子を損金に算入し、30%の税率分の節税効果を受けます。

こうして、C 国では損金算入によって課税所得が消え、B 国にためこんだ利益に適用する税率は 0 % であり、高課税国の A 国では益金不算入と利子費用損金算入となります。ABC いずれの国においても課税されないどころか、経済的にはマイナスの課税になります。事実上、補助金を与えているのと同じ結果になるのです。

(2) 歯止め

以上のご説明に対しては、そんなにスムーズにいくわけがないという感想をお持ちの方もいらっしゃるでしょう。たしかに、現実の税制には、いくつもの歯止めが設けられています。たとえば、次のような歯止めです。

*源泉税。B 国が自他共に認める歴然としたタックス・ヘイブンであったとすれば⁵、A 国や C 国が、B 国との間の二国間租税条約で源泉税を軽減することはありません。

*CFC 税制。B 国子会社が受動的所得を貯め込むだけの機能を果たしている場合、A 国の CFC 税制が適用される可能性があります。

*過少資本税制。C 国が利子費用控除を制限する立法措置を講ずることがあります。

*所得の人的帰属の認定。これは事実認定の問題ですが、B 国子会社が単なるペーパー・カンパニーであり、名義を貸しているだけであって、私法上の取引の実質が C 国子会社から A 国親会社に直接に支払いがなされたものとして認定される可能性もあります。

このような点に留意すべきではありますが、ここで申し上げたい根本の点はゆらぎません。それは、多国籍企業グループが低課税国に課税所得を集中する手法として、負債と株式の区別を利用できる、ということです。

2-4. まとめ

以上のことを一般化すると、次の命題に集約

5 この例では限界税率で 0 % になる場合を考えているから、B 国は必ずしも無税の国である必要はない。B 国が A 国や C 国と二国間租税条約を締結している可能性も、十分に想定できる。

できます。すなわち、高課税国で debt-finance し、低課税国で equity-finance するのが、多国籍企業グループにとって有利である。

ご説明では具体的な国名をあげませんでした。しかし、法定税率が高い国では、限界税率も高くなりがちです。したがって、日本の法人税率が近隣諸国に比べて相対的に高い状態が続きますと、日本で debt-finance しようとするバイアスが残ります。つまり、日本国は A 国のような立場に置かれることが多いと考えてよろしいということです。

なお、BEPS 行動計画では、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントについて、特に対応をとることにしています⁶。この例でも、株式と負債のハイブリッド証券を使えば、魔法のように課税所得が消えます。たとえば、図表 2 に戻って申しますと、A 国親会社が C 国子会社に資金を供与する際に、A 国の税制から見ると株式であり、C 国の税制からみると負債である、というハイブリッド証券を使います。ハイブリッドですから、あいのこです。ヌエのようなもので、頭はサルで、体はタヌキです。A 国は頭をみてサルだと認識し、C 国は体をみてタヌキだと認識します。国によって異なったものと性質決定されるので、ミスマッチが出てきます。このようなハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントは、C 国子会社を二重居住法人にするとか、ハイブリッド・エンティティーを介在させるとか、他にもいろいろな実例があります⁷。本日の本題はあくまでストレートな利子費用控除にありますので、これ以上は述べません。

3. 利子費用控除の個別的制限措置はどうなっているか？

3-1. 主にインバウンド直接投資に着目した日本の立法的対応

それでは、多国籍企業の利子費用控除については、どのような措置が講ぜられているのでしょうか？日本の立法的対応は、外国からの借り入れに着目しています。図表 5 をごらんください。

図表 5 日本の個別的制限措置

移転価格税制 (1986年)	租特66条の4	国外関連者との取引→利子支払いに限らない
過少資本税制 (1992年)	租特66条の5	国外支配株主等に係る負債の利子等
過大支払利子税制 (2012年)	租特66条の5の2	関連者支払利子等→国外関連者に対する支払利子に限らない

移転価格税制は、さまざまな取引につき独立企業間価格であるかどうかを審査します。国外関連者に対する利子支払いも、審査の対象になります。これに対し、国内関連者に過大な利率で利子を支払う場合、対象になりません。

過少資本税制は、国外支配株主等に係る負債の利子に適用されます。これは、資本に対して過大な負債の利子に対処するものです。国外から融資を受けて過少資本になる場合を念頭においています。

過大支払利子税制は、所得金額に対して過大な支払利子に対応するもので、2012年に新設されました。関連者支払利子等を対象にしており、国外関連者に対する支払利子に限定していない

6 OECD (2013b) at 15.

7 OECD (2012).

点が注目されます。国際的な局面では、もっぱら国外への利子支払いが標的になります。ここでも、国外から融資を受けることで日本の課税所得が減ることに対応しています。

このように、日本の個別的制限措置は、国外関連者が日本にインバウンド直接投資を行う場面を主に念頭において、利子費用控除による課税所得の減少に対応しています。

3-2. 各国の幅広い対応

この点に関する各国の対応は、実に幅広いものがあります。IFA でも2008年のブリュッセル大会に続き、2012年のボストン大会で、各国の対応を集約しました⁸。日本では、税務大学の小島教授の研究があります⁹。図表6は、2012年ボストン大会のCahierをもとに、有名どころをピンポイントで列挙したものです。

図表6 各国の対応 (IFA (2012) による)

ドイツ	利子費用控除を EBITDA の30% までに制限
ベルギー	株式につき10年物国債の利率を基準に想定利子控除
英国	Worldwide debt cap
オランダ	選択制の group interest box の提案
米国	Earnings stripping rule
オーストラリア	Inbound/outbound の両方に適用のある過少資本税制

対照的なポリシーをとるのが、ドイツとベルギーです。ドイツは、利子費用控除には上限が設けられており、いわゆる EBITDA、つまり利子・租税・減価償却を行う前の収益の30%が限度になります。逆に、ベルギーは、株式によ

る資金調達の扱いを負担のそれにあわせる観点から、株式につき想定利子控除を認めます。これは、廃止されたコーディネーション・センターの代わりという意味があるようです。

グループ単位の規律を設ける例として、英蘭があります。英国の Worldwide debt cap は、英国内での企業買収にあたって利子費用控除に上限を設け、その限度額を企業グループの連結総金融費用額によって決めています。オランダは、group interest box を設けてグループ内利子の80%を損益計算からはずすこととしましたが、選択制であったため EU 委員会の物言いがつき、2009年にこれを延期しました。

米国の過少資本税制については日本でもよく知られていますし、オーストラリアのように過少資本税制がアウトバウンド直接投資の局面にも適用される例もあります。

なお、IFA ボストン大会の General Report は、各国の動きを通覧して、一般的租税回避否認規定の適用は理論上の可能性にとどまり、政府にとって成功する戦略ではないように見受けられる、と述べています¹⁰。

3-3. アウトバウンド直接投資をめぐるカナダの議論

多国籍企業の利子費用控除に関する各国の租税政策は、それぞれの経済的立場を反映していて、興味がつきません。特に興味深いのが、カナダの議論です。カナダでは、かねてより外国子会社配当を益金不算入にしており、2000年台後半にその範囲の拡大が議論されたおりに、利子費用控除の可否が激しく議論されました。まさに、アウトバウンド直接投資との関係で、対立する考え方が激突したのです。図表7の年表をごらんください。

8 IFA (2008), IFA (2010).

9 小島 (2011)。

10 IFA (2010) at 37.

図表7 カナダにおける議論（主にArnold (2009a) 187-188による）

1972年	国外関係会社（foreign affiliate）取得に係る利子費用控除が認められるようになる
1992年	Auditor General of Canada が、国外関係会社取得に係る利子費用控除はカナダの課税ベースを浸食していると指摘
1998年	Technical Committee on Business Taxation（Mintz Committee）が、国外関係会社取得のための借入金につき利子費用控除の制限措置を提言
2002年	Auditor General of Canada が、課税ベース浸食を再度指摘
2007年3月	政府が予算において利子費用制限措置導入の意図を発表
2007年5月	政府が利子費用制限措置の導入を取り下げ、適用範囲の狭いいわゆる anti-double-dip rules（Section18. 2）を提案
2008年12月	Final Report of the Advisory Panel on Canada's System of International Taxation が、国外関係会社取得に係る利子費用制限措置の撤廃を提言
2009年	Section18. 2の廃止

2007年3月の段階で、政府はいったん、国外関係会社取得のための借入金につき、利子費用控除を制限する意図を発表しました。これに対して産業界を中心に強い反対がまきおこり、5月にはこれを取り下げました。その代わりに、適用範囲の狭い措置を設けて、2012年からこれを実施することにしました。これがいわゆる18. 2条で、ダブル・ディップのスキームに対抗する個別的否認規定です。

ところが、2008年の Advisory Panel は、国外関係会社を取得するための負債利子について、控除制限を一切撤廃することを提言しました。その理由とするところは3つありました。

*他の国が控除を認めていること

*カナダ法人の海外での競争に不利益を与えてはいけないこと

*グローバル金融危機の現在がタイミングとして不適切であることです。

これに対し、かねてより控除制限を置くべきだという論陣を張っていた Arnold 教授は、次の批判を加えました¹¹。

*各国で制限にむけた流れがあること

*海外での競争はここでの問題ではなく、問題はカナダ国内への投資であれば課税されるのにカナダ国外への投資が優遇されてしまうことにあること

*タイミングが不適切であれば検討したうえで適切な実施時期を決めればよいこと

このように、対立する意見が激しくぶつかりました。結局、政府は Advisory Panel の提言に従い、2009年には18. 2条を廃止しました¹²。カナダの経験は、一国のみで課税強化することの難しさを示しています。

3-4. まとめ

まとめます。日本の立法対応は、インバウンド直接投資を主に念頭においています。これに対し、各国の対応にはより幅広いものがあり、アウトバウンド直接投資についても検討がなされています。

日本でも、2009年に外国子会社配当の益金不算入制度を導入した際に、アウトバウンド直接投資における費用控除のあり方が論点になりました。当時、益金不算入額に対して5%の概算経費を対応させることとし、それ以上の措置をとりませんでした。カナダのように立法過程で激しい議論がたたかわされたわけではありません。今後、BEPSの議論が進展しますと、日本でも、外国子会社配当が益金不算入であることに対応して、利子費用控除制限の是非を再検討する必要があるかもしれません。

¹¹ Arnold (2009b) at 353.

¹² Boidman et al. (2012) at footnote14.

4. グループ内借入れはほんらい、法人税法上負債として扱うべきものか？

4-1. 企業グループ内取引の特性

すこし理論的な話に移りましょう。グループ内融資の場合、株式と負債が束になっています。そのため、負債といっても、独立当事者間における負債とは経済的性質が異なります。このことは、かねてより識者によって指摘されてきたことです¹³。

次の例で考えます。いま、親会社Pが子会社Sに融資を行います。この場合、P社は債権者であるだけでなく、同時に、支配株主でもあります。図表8のような状況です。

図表8 親会社Pが子会社Sに融資



図表8において、P社はそこいらの債権者ではありません。いわば、スーパー債権者です。なぜなら、P社はS社の親会社だからです。すなわち、

- *S社の事業活動を支配できます。独立の債権者が直面するような情報の非対称性や機会主義的行動の問題に、P社が直面することはありません。
- *リターンを取り分として、株主としての取り分と債権者としての取り分の両方があります。S社の業績が悪くても利子は約定どおり（多

くの場合定期定率で）受け取るし、S社の業績が良いとその分は配当やキャピタル・ゲインの形で受け取ります。

このような経済的性質がありますから、S社がP社からの負債を抱えているからといって、独立企業間の負債とはわけが違います。

この事実、実際の税制改革でも、認識されてきたことです。たとえば2012年に過大利子支払税制を導入したとき、「改正税法のすべて」は、「企業グループ内のような関連者間においては、借り入れを比較的容易に設定できるため、関連者間の租税回避の手段として用いられるおそれが高い」と述べていました¹⁴。企業グループ内では借り入れを容易に設定できる。貸し手と借り手の関係はツーカーであって、グループの同じ財布の中で資金をころがすにすぎない、というわけです。この解説は租税回避に力点を置いていますが、問題の根っこをたどれば、関連者による融資が第三者による融資と経済的性質が異なるということにいきつきます。

4-2. 各国の論者によるより根本的な検討

(1) Graetz 提案

ここから、多国籍企業グループの利子費用控除について、全世界配賦を行い、しかも、その配賦基準を多国間協定で調和させよう、という提案が出てきます。この提案の代表的な主張者が、米国のGraetz教授です¹⁵。

Graetz提案では、すべての関係国が、どこで借り入れを行なうかにかかわらず、統一的な全世界ベースの資産を基準にして、その比例的割合につき利子費用を損金算入します。これによって、過大な借り入れのある国でおこしたとしても、世界平均水準を超える超過部分については損金算入が否定されます。このやり方は、

13 Edgar (1992) at 7-8, Rosenbloom (2004) at 29, Schön (2010) at 240.

14 大蔵財務協会 (2012) 559頁。

15 Graetz (2008)。



アウトバウンドとインバウンドの両面を一挙に解決します。一方で、アウトバウンド直接投資については、高課税国で借り入れた資金を用いて対外投資するゆがみが消えます。他方で、インバウンド直接投資についても、ホスト国としては過少資本による課税ベース浸食をおそれる必要がありません。しかも、多国間で協調して統一的な配賦基準を設けますので、控除不足や二重控除も起こらず、理論的にはクリアな解決になります。

この提案は、単体法人ベースの独立会計を基準とする伝統的な独立企業原則から離れています。つまり、利子費用という操作性の高い項目について、定式分配法の考え方を部分的に導入しようとしているのです。

(2) Benshalom 論文

同様の方向性を複数の論文で粘り強く追求し

ているのが、イスラエルの Benshalom 教授です。彼は2008年の論文¹⁶で、利子費用の扱いについての歴史を通覧しました。そして、1980年代以降の各国の税制が「租税回避否認の段階 (Anti-avoidance Phase)」に入ったと整理して、既存の過少資本税制では不十分であると批判しました。そして、それに引き続く同年の姉妹論文¹⁷で、世界の今後の税制は「配賦の段階 (Allocation Phase)」に移行すべきだと主張し、具体的には金融仲介機能を営む多国籍企業の金融所得について、有形資産と給与をキーとする定式分配法を採用すべきであるとします。

いずれも長大な論文で、論旨は複雑ですが、Graetz 提案と同様の方向性を有しているとみてよいでしょう。なお、Benshalom 教授はさらに2013年にも新しい論文を書き、今度は、より政治的に受け入れられやすい提案として、独立企業原則を前提としつつも、グループ内株式

¹⁶ Benshalom (2008a).

¹⁷ Benshalom (2008b).

を劣後債とみなして法人税法上扱うことで、利益移転の問題に対処できると主張しています¹⁸。

(3) カナダの論者たち

先にご紹介したように、カナダでは、この問題をめぐって激しい議論がありました。Canadian Tax Foundation でも特集が組まれています¹⁹。利子費用控除の制限を主張した陣営は現実の政策決定に敗れましたが、いくつかの教訓を残しています。

そのひとつが、利子費用控除を地理的にどう割り付けるかです。これは地味にみえて、大変重要な論題です。ひも付きで控除の可否を決めるトレーシング法と、何らかの定式で割り付ける配賦法があります。配賦法には、さらに、全世界資産に占める国内資産の比例的割合を基準にするやり方と、法定の順番で優先的に内外いずれかの所得から先に控除していくやり方があります。

何事につけてもはっきり物をいう Arnold 教授は、トレーシング法は稚拙な方法であって、そんなものを採用するならばそもそも控除制限などはやめておいたほうがよいとまでいっています²⁰。彼の結論は、配賦法を採用し、全世界資産に占めるカナダ資産の比例的割合に従って利子費用を配賦すべきであるというものです。これは、Graetz 提案の方向と同様ですが、それをカナダ一国だけでもやってしまえと主張したわけです。

より分析的な論文を書いているのが、Edgar 教授です。Edgar 教授もかねてからの利子費用控除制限派です²¹。彼は、全世界資産を基準に比例配賦するやり方よりも、カナダ資産の一

定割合をもって控除の上限とする過少資本アプローチのほうが望ましいと結論し、適切なセーフ・ハーバー率を実証研究によって明らかにしようとしています²²。

彼らの主張は採用されませんでした。議論の質は高く、提案に具体性があります。

(4) Ault 講演による概観

議論の状況をまとめる意味で、Ault 教授の講演をみておきましょう²³。この講演は、2013年2月にBEPS報告書が出たあと、5月にミュンヘンで行った講演の記録です。そこでは、ドイツの利子控除制限措置に触れつつ、今後の方向としていくつかの可能性を示唆しています。

- * 利子費用の損金算入方式から、利子受取国の税額に相当する金額を税額控除する方式への転換

- * 全世界のグループ利子費用を定式に基づいて各国に配賦

- * 負債と株式の取り扱いをそろえる (ACE, CBIT)

このうち二つ目のものが、Graetz 提案の方向です。

4-3. 今後の検討の方向性

それでは、以上にかんがみますと、今後の検討の方向性はどうあるべきでしょうか？3点に分けて、申し上げます。

第1は、より根本的な対応の可能性を視野に入れることです。

- * 単体だけでなく、グループ単位での規律を考えること。

- * インバウンド直接投資だけでなく、アウトバ

18 Benshalom (2013).

19 Huynh et al. (2007), Lanthier et al. (2007), and Slaats (2007).

20 Arnold (2009a) at 250. この主張については、Shaviro (2001) の指摘をふまえ、一国限りで採用した場合の他国の反応や、ルールの複雑さの評価などの点につき、さらに検討を要する。

21 Edgar (1992).

22 Edgar (2008).

23 Ault (2013) at 1197.

ウンド直接投資にも目配りすること²⁴。

- *配当だけでなく、子会社株式に係るキャピタル・ゲインも視野に入れること。
- *子会社だけでなく、支店 PE についても平仄をあわせること
- *一国だけの対応に加え、多国間の協調を考慮すること（おそらくこれが一番大事でしょう）

第2は、根幹の問題と枝葉の問題を区別することです。BEPS 行動計画には、木にたとえていえば、幹に相当するものと、枝に相当するものが混在しています。私は研究者ですので幹や根っこに関心が向きがちですが、実社会では枝にこそ花が付き実が成ります。たとえば、利子費用控除に関する行動計画には、移転価格ガイドラインの改訂が盛り込まれています。これは基本的には独立企業原則をどう適用するかという話であり、移転価格税制の適用基準を精緻化することになるでしょう。7月末に出された無形資産に関する移転価格ガイドラインのディスカッション・ドラフトでも、グループの借入れに係る適正利率の決め方が例示されています²⁵。企業金融の先端的な領域で、多国籍企業の財務機能や、債務保証、キャッシュ管理、ファクタリング、キャプティブなど、論点は目白押しです²⁶。これらはそれ自体として重要な課題であり、別途検討していく必要があります。

第3は、より一般的な法人税改革の議論につなげることです。21世紀に資本所得課税を存続させるのであれば、法人税の抜本的改革の方向として、負債と株式の間の取り扱いの差異は小

さくしていかなければなりません。Ault 講演の最後に触れられていたのが、この点にかかわります。ふたつの方向を視野に入れるべきでしょう。

- *ACE (equity について notional な利子相当分控除)
- *CBIT (debt について利子費用控除否定)

4-4. まとめ

まとめます。グループ企業内の負債には、独立企業間の負債と異なる経済的性質があります。BEPS の議論は、そこから派生しているのです。

法人税の課税ベースをそれほど変更せず、各国ばらばらの税率設定を与件とする限り、多国籍企業利子費用控除の改革のためにできることは限られています。理論的にすっきりするのは Graetz 提案のように企業グループを一体とみて定式配分することですが、各国のコンセンサスがとれるかどうかは現実の課題として残ります。そういう課題は残りますものの、どのような出口がありうるかを検討するうえで、ひとつの指針になると考えます。

5. おわりに

2年前のこの大会で、私は、内国法人の全世界所得課税について報告する機会を与えられました。そこでは、法人税の今後を考える上で、多国籍企業に幅広い選択可能性があることを重視すべきであると主張しました²⁷。本日のご報告は、この主張を具体的に展開するものになり

24 研究大会の当日、フロアーの谷隆二氏から、この点に関する過去の分とこれからの分の違いについてご質問をいただいた。たしかに、すでに投資の成果があがっておりそれを回収する段階と、これから新規投資を行う場合とでは、企業意思決定に与える税制の影響は区別して論ずる必要がある。なお、過去の取り扱いという点でいえば、日本から外国へのアウトバウンド直接投資の場合、2009年の外国子会社配当益金不算入制度の導入以前から、同様の問題は存在していた。すなわち、間接外国税額控除の限度額を算定するうえで、企業グループの利子費用を国外所得金額と国内所得金額にどのようにチャージすべきか、という問題である。その意味では、2009年改正は、95%益金不算入というしくみを採用することによって、問題の所在をより見えやすくしたにすぎないとも考えることができる。

25 OECD (2013c) para. 24.

26 Bakker et al. (2012).

27 増井 (2011)。

ました。お話ししたのは、多国籍企業の利子費用控除という特定の側面についてだけです。しかし、お聴きくださっておわかりのように、検討内容は、どの国で借り入れるか、負債と株式の選択をどうするか、といった具合に、まさに多国籍企業の選択可能性の幅広さに対処するものでした。

企業グループの課税は私にとって、1987年以来取り組んでいる大きなテーマです。研究を進めれば進めるほど、奥の深い論題だと思います。アダム・スミスの『国富論』は、ピン工場における従業員の分業の様子をくわしく観察するところからはじまります。工場の現場を観察し、そこから議論を組み立てているのです。本日のご報告は、企業金融の現場でお話をうかがったものではなく、書斎での研究成果にとどまります。ご出席の皆様には是非、豊富な実務のご経験を踏まえ、このような方向にもっていけばよいとか、そのような方向ではうまくいかないとか、ご指摘いただければ幸いです。

【参考文献】

- Arnold (2009a) : Arnold, Brian J., Reforming Canada's International Tax System, Toward Coherence and Simplicity, Canadian Tax Paper No. 11 (2009, Canadian Tax Foundation).
- Arnold (2009b) : Arnold, Brian J., Critique of the Report of the Advisory Panel on Canada's International Tax System, 63 Bulletin for International Taxation 349-356 (2009).
- Ault (2013) : Ault, Hugh J., Some Reflections on the OECD and the Sources of International Tax Principles, Tax Notes International, June 17, 2013, 1195-1201.
- Australian Government Treasury (2013) : The Australian Government the Treasury, Addressing profit shifting through the artificial loading of debt in Australia (2013).
- Avi-Yonah et al. (2011) : Avi-Yonah, Reuven S. and Ilan Benshalom, Formulary Apportionment: Myths and Prospects, 3 World Tax Journal 371-398 (2011).
- Bakker et al. (2012) : Bakker, Anushuka and Marc M. Levey ed., Transfer Pricing and Intra-Group Financing, The entangled worlds of financial markets and transfer pricing (2012, IBFD).
- Benshalom (2008a) : Benshalom, Ilan, The Quest to Tax Interest Income in a Global Economy: Stages in the Development of International Income Taxation, 27 Virginia Tax Review 631-708 (2008).
- Benshalom (2008b) : Benshalom, Ilan, The Quest to Tax Financial Income in a Global Economy: Emerging to an Allocation Phase, 28 Virginia Tax Review 165-221 (2008).
- Benshalom (2009) : Benshalom, Ilan, Taxing the Financial Income of Multinational Enterprises by Employing a Hybrid Formulary and Arm's Length Allocation Method, 28 Virginia Tax Review 619-671 (2009).
- Benshalom (2013) : Benshalom, Ilan, Rethinking the Source of the Arm's Length Transfer Pricing Problem, 32 Virginia Tax Review 425-459 (2013).
- Boidman et al. (2012) : Boidman, Nathan, and Michael Kandev, Tax Court of Canada Shaves Benefits of Hybrid Entity Financing Structure, 65 Tax Notes International 455-460 (2012). 日本語訳として、吉村政穂・租税研究760号218頁(2013年)がある。
- Cockfield (2010) : Cockfield, Arthur J., Globalization and Its Tax Discontents, Tax Policy and International Investments, Essays in Honour of Alex Easson (2010, University of Toronto Press)
- Desai (2011) : Desai, Mihir, Tax Reform and the Treatment of Debt and Equity, Tax Notes, August 1, 2011, 543-551.

- Edgar (1992) : Edgar, Tim, The Thin Capitalization Rules: Role and Reform, 40 Canadian Tax Journal 1-54 (1992).
- Edgar et al. (2008) : Edgar, Tim, Jonathan Farrar, and Amin Mawani, Foreign Direct Investment, Thin Capitalization, and the Interest Expense Deduction: A Policy Analysis, 56 Canadian Tax Journal 803-869 (2008).
- Graetz (2008) : Graetz, Michael J., A Multilateral Solution for the Income Tax Treatment of Interest Expenses, 62 Bulletin for International Taxation, 486-493 (2008). 日本語訳として、青山慶二・租税研究721号183頁(2009年)がある。
- Horst (2012) : Horst, Thomas, Credit Ratings and the Debt-related Costs for a Subsidiary of a Multinational Firm, in Kai Konrad and Wolfgang Schön ed., Fundamentals of International Transfer Pricing in Law and Economics 159-183 (2012, Springer). 同論文はより早い段階で Tax Notes International に掲載され、その日本語訳として一高龍司・租税研究744号229頁(2011年)がある。
- House of Lords (2013) : U. K. House of Lords, Select Committee on Economic Affairs, Tackling corporate tax avoidance in a global economy: is a new approach needed?, HL paper 48 (2013).
- Hufbauer et al. (2007) : Hufbauer, Gary Clyde and Ariel Assa, U. S. Taxation of Foreign Income (2007, Peter G. Peterson Institute for International Economics).
- Huynh et al. (2007) : Huynh, Melanie, Eric Lockwood, and Michael Maikawa, The Anti-Tax Haven Initiative and the Foreign Affiliate Rules, 55 Canadian Tax Journal 655-675 (2007).
- IFA (1994) : International Fiscal Association, Deductibility of interest and other financing charges in computing income, Cahier de droit fiscal international Vol. LXXIXa (1994).
- IFA (1996) : International Fiscal Association, International aspects of thin capitalization, Cahier de droit fiscal international Vol. LXXXIb (1996).
- IFA (2008) : International Fiscal Association, New tendencies in tax treatment of cross-border interest of corporations, Cahier de droit fiscal international Vol. 93b (2008).
- IFA (2012) : International Fiscal Association, The debt-equity conundrum, Cahier de droit fiscal international Vol. 97b (2012).
- Lanthier et al. (2007) : Lanthier, Allan R. and Jack M. Mintz, Policy Forum: Seeking a More Coherent Approach to Interest Deductibility, 55 Canadian Tax Journal 629-654 (2007).
- Marres et al. (2012) : Marres, Otto and Dennis Weber ed., Tax Treatment of Interest for Corporations (2012, IBFD).
- OECD (2012) : OECD, Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues (2012, OECD Publishing).
- OECD (2013a) : OECD, Addressing Base Erosion and Profit Shifting (2013, OECD Publishing).
- OECD (2013b) : OECD, Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting (2013, OECD Publishing).
- OECD (2013c) : OECD, Revised Discussion Draft on Transfer Pricing Aspects of Intangibles (2013, OECD).
- Rosenbloom (2004) : Rosenbloom, H. David, Banes of an Income Tax: Legal Fictions, Elections, Hypothetical Determinations, Related Party Debt, 26 Sydney Law Review 17-35 (2004).
- Schön (2012) : Schön, Wolfgang, The Distinct Equity of the Debt-Equity Distinction, 66 Bulletin for International Taxation 490-502

- (2012).
- Schön(2010) : Schön, Wolfgang, International Tax Coordination for a Second-Best World (Part III), 2 World Tax Journal 227-261 (2010).
 - Shaviro (2001) : Shaviro, Daniel N., Does More Sophisticated Mean Better? A Critique of Alternative Approaches to Sourcing the Interest Expenses of American Multinationals, 54 Tax Law Review 353-420 (2001).
 - Slaats (2007) : Slaats, Sandra, Financing Foreign Affiliates: An Overview of the Canadian Proposals and the Rules in Selected Countries, 55 Canadian Tax Journal 676-712 (2007).
 - Stork (2011) : Stork, Alfred, The Financing of Multinational Companies and Taxes: An Overview of the Issues and Suggestions for Solutions and Improvements, 65 Bulletin for International Taxation 27-41 (2011).
 - Vann (2010) : Vann, Richard J., Taxing International Business Income: Hard-Boiled Wonderland and the End of the World, 2 World Tax Journal 291-346 (2010).
 - Zielke (2010) : Zielke, Rainer, Shareholder Debt Financing and Double Taxation in the OECD: An Empirical Survey with Recommendations for the Further Development of the OECD Model and International Tax Planning, Intertax, Vol. 38, No. 2, 62-91 (2010).
 - 大蔵財務協会 (2012) : 平成24年版改正税法のすべて (2012年, 大蔵財務協会)
 - 小島 (2011) : 小島信子, 国際グループ内取引における利子の取扱いについて, 税大論叢71号 1-202頁 (2011年)
 - キーン (2011) : マイケル・キーン, 金融機関に対する課税のあり方, 租税研究738号12-18頁 (2011年)
 - 藤谷 (2013) : 藤谷武史, 投資リスクと税制, 租税法研究41号47-67頁 (2013年)
 - 増井 (2011) : 増井良啓, 内国法人の全世界所得課税とその修正, 日本租税研究協会『抜本的税制改革と国際課税の課題 (社) 日本租税研究協会第63回租税研究大会記録』 3-15頁 (2011年, 日本租税研究協会)

税制を巡る現状と課題



●参加者（五十音順）

新日鐵住金（株）常任顧問（租研副会長）

慶應義塾大学経済学部教授

総務省大臣官房審議官

財務省大臣官房審議官

谷口 進一
土居 丈朗
平嶋 彰英
星野 次彦

司会 横浜国立大学大学院国際社会科学科教授

岩崎 政明

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編 1 頁～64 頁」に掲載されています。

はじめに

(岩崎) ご紹介いただきました横浜国立大学の岩崎政明でございます。法科大学院で租税法を担当しております。本日は進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年はアベノミクスの3本目の矢、つまり、成長戦略の実行の年でございます。概算要求では多くの新しい事業の申請があり、また、多額の予算が申請されておりました。しかしながら、無制限に公債金を増発するわけにはいかないと状況の下で新しい事業を実現していくためには、それにふさわしい税制改革がぜひとも必要になるということで、今後活発な議論が行われていくことと思っております。本日はそのような時期に専門家の皆さんにお集まりいただきまして、今後の課題と方策について議論を展開させていただければと思っております。

それでは、早速議論の方に入らせていただきます。まず「財政・税制の現状と課題」と題しまして、財政・税制の総論的な内容につきましてご説明とご意見の開陳をお願いしたいと思います。

まず星野審議官から国税に関する概要につきましてご説明をお願いいたします。

I. 財政・税制（総論）の現状と課題

(星野) 財務省主税局の星野でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料「財務省主税局」に基づきましてご説明させていただきます。

租研の関係の皆様方には日ごろから税務行政につきましましていろいろとご指導いただきまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

アベノミクスということで新政権になって、



税制の話が現在進行形でまさに動いているところです。

本日はちょっと多めに資料を用意させていただきました。後でご参考にいろいろしていただくということで、かいつまんでご説明をさせていただければと思います。

1. 財政の現状

冒頭は社会保障と税の一体改革の関連ということで、2つのワニの口の資料を説明させていただきます。1つ目は、資料①年金や医療関係の給付と財政の関係です。この資料で、左側の上あごが社会保障給付費、下あごが社会保険料の収入で、上あごと下あごがだんだん開いていくということです。

高齢化の進展に伴いまして社会保障給付費が大きく伸びることで、平成25年度予算で給付費が110兆円に達しております。一方で、社会保険料収入は横ばいで推移しており、その差額は大きくなりつつあります。その差額は主に国や地方の税負担で賄われています。この国税負担が一般会計との関係で社会保障関係費になります。この部分は税で賄われていればいいわけですが、半分为公債金の収入で、将来のツケに回っています。

社会保障給付費が保険料だけでは賄い切れずに、国の財政からの補填をもって成り立っているわけですが、その実、国の財政が非常に厳し

い状況になっていて、社会保障制度を支えるためにも国の財政を何とかやっていかないとけないという問題意識の下に社会保障と税の一体改革がまさに考えられました。

もう1つのワニの口が**資料②**です。この絵は有名で、結構ご覧になったことがあろうかと思っています。上あごが一般会計の歳出、下あごが税収ですけれども、その差がどんどん開いていっているということです。この差はほぼ下の棒グラフに表れております公債の発行額にあたり、最近この棒が下あごを貫いているということです。公債発行額が税収を上回っている、税収がその歳出の半分に満たないという状況が続いているということです。

これを予算から見ていただいたのが**資料③**25年度一般会計予算から見る財政の現状です。歳出については社会保障が一番大きく、一般歳出の中に占める比率は毎年大きくなっています。社会保障と地方交付税、それから、公債費を合わせて全体の約7割を占めております。

歳入の方は、税収で賄われているのが5割に満たず、5割弱は将来世代の負担となる借金に依存しています。

その結果、**資料④**を見ていただきますと、公債の残高が累増しております。

資料⑤は、利払費と金利の推移です。金利は基本的にずっと低下してきましたけれども、残高ベースの平均金利も十分低いものになってしまったために、最近では国債の残高の増加に合わせて利払費が徐々に増えてきていることがわかりただけようかと思っています。今後金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念される状況になっております。

2. 税制抜本改革法

平成24年の8月10日に税制の抜本改革法が成立して、社会保障と税の一体改革で、消費税率の引上げと用途の明確化が図られました。

エッセンスは**資料⑥**にあるとおり、消費税率の2回にわたる引上げと消費税収の用途の明確



化にあり、消費税の社会保障目的税化、具体的には年金、医療、介護、そして、少子化に対処するための財源として消費税を位置づけることになったわけです。

これまで消費税収は、**資料⑦**に見るとおり、基礎年金と老人医療、介護の費用といわゆる高齢者3経費に充てられることを予算総則に規定し、国会の議決を経ることで、いわゆる福祉目的化と呼ばれている位置づけがなされておりました。

平成11年からこの位置づけになっておりますが、最初のころはほぼ高齢者3経費は消費税収で賄われていて、いわゆる足りない分、隙間と呼ばれている分が当時は1.5兆円ぐらいだったわけですが、その後、どんどんこの隙間が広がっていきまして、直近では10兆円を超える財源不足に陥っており、この状況を何とかしないといけないということです。

資料⑧は、消費税収の国・地方の配分と用途です。今回の消費税率の引上げに伴いまして、消費税収は、社会保障の4経費に充てられることになりました。

地方分につきましては、これまでの地方消費税収1%分を除いて、社会保障財源化ということで用途が特定されることになりました。基本的に消費税収については今後必要となる社会保障財源に充てられていくという枠組みが作られたということです。

ざっと背景となる財政の状況をご説明いたし

ましたけれども、最近の動きについてご説明したいと思います。

資料⑨は、税制抜本改革法の附則18条です。ここには消費税率の引上げに当たっての措置として第1項で必要な経済的な措置を取るということです。

具体的に条文を見ていただきますと、18条の2行目ですが、平成23年度から平成32年度までの平均において名目経済成長率で3%、実質で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策といった措置を講ずるということが第1項に書かれています。消費税率の引上げに当たって適切に経済的な措置を取っていくことがうたわれております。

第3項は、8%、10%に消費税率を引き上げるそれぞれの施行前に経済状況の好転について名目及び実質の経済成長率、それから、物価の動向といった種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で所要の措置を講ずることが書かれています。消費税率の引上げに当たっては適切に経済状況を判断して、仮に必要なあれば、何らかの措置を取るということが法律上政府に要請されているわけです。

3. 消費税率引上げと今後の経済財政動向等

こういった枠組みを受けて、今回8%への引上げを来年4月に行うかどうかということにつきまして8月26日から31日にいわゆる有識者ヒアリング、集中点検会合が行われました。今日ご出席の土居先生も参加されたと承知しております。そこでは消費税率の引上げがどのように経済に影響を与えるかといった話も含めて、いろいろとヒアリングがなされました。

具体的には資料⑩、集中点検会合の概要報告という形で9月6日に公表され、同じ週に甘利大臣から総理への報告がなされております。この報告を踏まえて、最終的に総理がご判断をされるという状況になっております。

この概要報告を見てみますと、消費税率引上げの判断に関するいろいろな論点がかかなり網羅的に的確に盛り込まれておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。

まず1の景気の現状と見通しです。1行目に景気は回復過程にあるとの意見が比較的多数の有識者・専門家から述べられたということが触れられております。

それから、2番目の消費税率引上げの判断ですけれども、予定どおりの引上げということで、7割を超える有識者・専門家から現行法が予定するとおり消費税率を引き上げることが適当、又はやむを得ないとする意見が述べられました。その理由として、財政健全化が急務であること、社会保障の充実とそのための財源を確保すること、それから、将来世代への負担の先送りをやめて、世代間格差の是正を図ること、地方においても財源確保の必要性が高いこと、国際社会や市場からの信認の保持等が挙げられたということが述べられております。

それから、予定変更により社会保障の議論が振出しに戻るというコストの方が増税の景気の押下げ効果に比して大きいとの指摘もあったということです。経済・金融の専門家から、1997年の景気後退の主因は消費税率引上げとは言えず、予定どおり実施しない理由にはならないとの指摘があったということです。

他方、予定変更をすべきであるという1割超の有識者・専門家からですけれども、デフレ脱却を確実なものにするなどのために予定を変更して実施すべきとの意見が述べられました。来年の4月はデフレ脱却にとって重要なタイミングであるので、デフレ脱却が確実になるまで先送る、あるいは引上げ幅を小さくして、景気の下押し効果を小さくするのが望ましいといった指摘があったということです。

それから、下から4行目です。小刻みな引上げで、1%ずつ引き上げたらどうかといったような議論も行われましたけれども、こういった小刻みな引上げについては、実務上のコストを

懸念する意見、転嫁を円滑に行うことができないことを懸念する意見が実業界を中心にされました。一方、このコストはさほど大きくはないのではないかといった意見もあったということが述べられております。

引上げに当たって今後の経済財政運営をどうするかということです。これにつきましては「3 今後の経済財政運営の在り方」の1行目ですけれども、消費税率を引き上げる際に、景気の変動や影響を緩和するための政策対応として、景気下振れリスクへの対応、経済の自律的成長力を高める政策を求める意見が多数出されました。それから、低所得者対策の必要性の指摘もあったということです。

引き上げるとした場合の景気対策等ということです。この中でもろもろ税による対策についてもかなりの指摘があったということです。それから、低所得者対策の必要性についても一時的な給付金、給付付き税額控除の早期実現などの指摘がなされたということです。

引き上げる場合の負担緩和策として、引き上げた際の軽減税率の導入を求める意見があったが、これに反対する意見も多かったということです。それから、価格転嫁対策の重要性についての指摘があったということです。特に外税方式を選択できることが重要であるとの意見もあったといったところが税の関連の指摘としては挙げられております。

その他経済財政運営に当たって留意すべき事項としては、社会保障の財源としてどのように用いるかを明確にし、国民の理解を求めることは非常に重要であるとの指摘が多くなされております。一番最後ですが、長期的に持続可能な財政を実現するためには、消費税率を10%まで引き上げるだけでは十分ではなく、その後も消費税率の引上げや社会保障費の抑制などが必要との意見があったということです。

今、申し述べましたとおり、この問題に関しての意見が網羅的に盛り込まれております。この関係で幾つか事実関係をご紹介しますと、

資料⑪は、まず景気の現状で、昨日4-6月期のGDP2次速報が出ております。

結果としては1次速報が上方改定をされ、前期比プラス0.9%、年率換算で3.8%の増ということです。設備投資の1次QEで▲0.1%が1.3%と伸びております。それから、公共投資の1.8%が3.0%と、公共投資も伸びているといったあたりがかなりプラスに作用いたしまして、今申し上げたような数字になっております。

個人消費が持ち直す中で生産も緩やかに増加するといった景気の自律的回復に向けた動きが見られることを確認できているものだと考えております。安倍内閣の経済政策の効果が着実に表れているということが言えるのではないかと考えております。

資料⑫、資料⑬は、97年当時の消費税率の引上げに関する幾つかの指標です。

97年の消費税率の引上げによって経済にマイナスがかなりあったのではないかとという指摘に関しては、資料⑫は最終消費支出、設備投資、輸出、それから、地価公示価格指数の推移を並べております。

これを見ていただきますと、民間消費に関しましては、ちょっと小さくて恐縮ですが、消費税率の引上げ前後で駆け込み、それから、反動減が見られるわけですが、7-9月期には消費は回復をしております。その後、ほぼ安定的に横ばいぐらいで推移しておりまして、消費についてはそれほど大きな影響を受けていないということが言えようかと思います。

他方、設備投資ですけれども、アジア通貨危機、それから、金融システム不安などの影響を受けて、98年に入ってから急激に悪化して、その後、設備投資は低迷するということが見て取れようかと思います。輸出についても同じことが言えます。98年に入ってから相当急激な悪化が見られることです。

資料⑬は、平成9年当時と現在の経済状況の比較です。先ほど見ていただきました財政状況のワニの口とか、公債残高の累増を見ますと、

平成9年と現在とでは圧倒的に財政が悪化していることです。国債がものすごく増えた結果、どこがその国債を持っているかというのが左上です。市中の金融機関が平成9年当時は113兆円だったものが24年には635兆円ということで、市中の金融機関が圧倒的に国債を保有するということになっています。

その下が格付です。平成9年当時はいずれの格付も日本の国債はAAAだったわけですがけれども、現在はAA-のところが2社、A+のところは1社ということになっております。

それから、例えば民間の過剰債務問題を見ますと、有利子負債キャッシュフローの比率で見て、非金融法人部門ですけれども、民間部門のリスクがかなり低下しているということがわかりいただけるかと思います。不良債権問題につきましても、平成9年当時と比べてかなり改善をしていることです。それから、法人企業の経常利益の推移を見ていただきますと、製造業はほぼ横ばいですが、非製造業と金融、全国銀行では明らかに経常利益は良くなっていることです。

一言で言うと、民間部門のリスクがこの間かなり減少してきている一方、そのリスクを国債、公的部門が引き受けて、そのリスクだけが非常に高まっているということが言えるのではないかと思います。

4. 財政健全化

今後の財政の見通しを国際社会と市場からの信認の維持という観点で見ますと、1つは、資料⑭にあるように6月14日の閣議決定で財政健全化の目標をあらためて確認をしています。

国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べて赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指すということで、これまでの財政健全化目標を維持して、これを閣議決定しております。

この目標は資料⑮のG20のトロント・サミッ

トのコミットメントでも盛り込まれております。実はこのサミットは各国とも財政健全化について、財政計画のコミットをしているわけです。

日本の目標は、下の左側の箱を見ていただきますと、日本以外の先進国に比べて、1つは半減の目標年次が遅くなっています。それから、内容としても、各国は財政赤字の半減になっているのに対して日本はPB、基礎的財政収支の半減で、目標の内容自体が緩やかになっています。日本の深刻な財政状況を勘案して、やや緩やかな健全化目標で許してもらっているという状況になっています。

資料⑯は、各国の財政赤字対GDP比削減状況です。トロント・サミットのコミットメントで先進国はかなり順調に削減を行ってきております。

これに対して日本は足元のPBが若干悪化している状況になっておりまして、何とか経済状況の好転を生かして、財政状況を立て直していかないとけないということです。

資料⑰は、主要格付け会社による格付けです。ムーディーズ、S&PどちらもAA-になっているわけです。これがA格になると一部の外国の金融機関が日本の国債を保有する際にリスク資産に分類する必要が生じることで、ここで1つ格下げがあるとかかなり質的にも影響を受けるということです。

事実ムーディーズのレポートの最後のところを見ていただきますと、政策転換、又は低調な経済状況によってその実施が遅れば、ムーディーズは信用上ネガティブと見るといったようなことが書かれております。

資料⑱は、中期財政計画の概要です。8月8日に閣議了解されました中期財政計画の中では、今申し上げました財政の健全化目標とともに、その目標達成に向けてどうしていくかということが書かれております。

Ⅲの1の基本的な取り組みの2つ目の○ですが、国的一般会計PBについて、少なくとも平成26・27各年度に4兆円程度を改善する

ということです。平成26年度予算においては19兆円程度のPBの赤、平成27年度予算においては15兆円程度の赤ということで、これをもって半減目標を達成していくということが掲げられております。

具体的には中期財政計画と一緒に出されました内閣府のいわゆる中長期試算に載っております見通しとして、資料⑯をご覧くださいと思います。

この下に書かれております折れ線グラフを見ただきますと、PBの目標自体は2010年の▲6.6%が基準年になっておりまして、2015年にこれを半減するということが、▲3.3%を達成できるかどうかということです。

いわゆる経済運営がうまくいった経済再生ケースのパスによると、2015年で▲3.3%を達成できるということです。そのときには各年度4兆円程度ずつ一般会計におけるPBが改善していることが内閣府のモデルを動かした中長期試算から一応導き出されることになっています。

片や、これを達成するためには歳出についてもかなり効率化を図っていかないといけないことです。1つは社会保障について充実を図りながらも効率化を図っていかないといけないことです。

資料⑳は、今後の社会保障についてどうしていくかということです。昨年、社会保障制度改革推進法を定めるときに国民会議を作って、1年程度議論をしていくということになっており、それに基づく検討の結果がここに書かれているということです。

例えば子ども・子育て支援の充実から始まって、医療・介護サービスの提供体制の改革とか、医療・介護保険制度の改革といったもろもろの事柄につきまして今後こういうことで取り組んでいくのだという枠組みが作られて、今後これに基づいてプログラム法が作られるという予定になっております。

5. 我が国の税収の現状

この後は税収について簡単に述べたいと思います。資料㉑は、主要税目の税収の推移です。累次の改正によりまして所得税、法人税については、景気による変動はありますものの、税収がかなり低迷してきております。他方、消費税につきましてはかなり安定的に推移しています。

こういう中でそれぞれの税目についてどのぐらいの負担水準になっているかというのを国際比較するために、国民所得、或いはGDPで税収を割って、負担率で比較をしてみました。資料㉒は、その総括図です。

対国民所得費の国民負担率ですけれども、欧米各国と比較していただくと、相対的に個人所得課税、消費課税あたりが低くなっております。法人所得課税は若干高いかなという感じですが、全体として国民負担率については、いわゆる財政赤字を含んだ潜在的な国民負担率も含めて、ヨーロッパの各国よりは低い状況になっております。

これを経年比較ということで、租税負担率（対GDP比）の推移を全体と各税目別に取って並べてみました。

資料㉓は、全体ですけれども、日本の租税負担率は各国に比べてかなり低い状況になるということが見て取れるかと思います。

興味深いのは資料㉔の法人所得課税です。今日も多少議論になるかと思いますが、日本の法人税の税率水準は高いと言われているわけですが。実際の税収のGDP比で見ますと、日本の法人の負担率については下がってきております。要因はいろいろあるかと思いますが、表面の税率だけではなくて、いろいろな租税特別措置等々も効いてきているのではないかと思います。

ドイツ、アメリカについては、実は一部の法人には所得税がかかっています。アメリカについてはいわゆる州法人、ドイツについては人的会社ですけれども、そういったものが仮に法人

税がかかっていると仮定して、修正をすると、日本の法人の負担率の水準というのはそれほど高いということではないのが見てわかると思います。

資料②⑤、②⑥が、それぞれ個人所得課税と消費税、付加価値税収ですけれども、この2つは明らかに日本の租税負担率が低くなっております。

今後の税収の推移を先ほど申し上げました内閣府の試算に基づいてどのように見込んでいるかということを簡単に申し上げますと、資料②⑦です。

中長期試算の中では名目のGDPが順調に増えていて、それに基づいて税収も入ってくることです。平成26年度以降は40兆円台になった税収が平成29年には60兆円台になっていて、順調に増えていくということです。こういった仮定の下にある程度財政が健全化して、PBの半減等が図られていくという試算になっているわけで、経済運営がかなりうまくいくという前提に立った試算になっているということです。

ちなみに法人税収について見ていただきますと、資料②⑧です。棒グラフが具体的な法人税収で、平成元年、2年のころに一番税収が入ってきております。直近では9兆円前後です。片や、折れ線になっているグラフを見ていただきますと、法人の繰欠控除前の所得金額になっております。それで見ると、リーマンショック前がバブルのころよりも実は法人所得が上がっていたということがおわかりいただけようかと思えます。

法人税率の水準が下がってきたことと法人の繰越損失がかなり増えて、その部分のマイナスが効いていることもあって、バブルのころの法人税収よりも平成18年、19年ころの税収が少なくなっております。法人の所得の水準がリーマンショック前の過去最高の今の所得水準の1.5倍ぐらいまで仮に戻っていくとした場合に、今の8兆円から9兆円の法人税収は、25.5%の税率の下で、計算をし直すと大体12兆円に届くぐらいの水準になります。

ですから、今後順調に日本の経済が回復していったら、法人所得が伸びていったときに法人税収が伸びることを期待しておりますけれども、それでも12兆円ぐらいが結構順調にいったときの仮定です。ものすごく法人税収が伸びるとい印象があるわけですが、実際に計算してみると、なかなかそこまではいかないということです。

以上が前半部分の説明です。

(岩崎) ありがとうございます。それでは、続きまして、平嶋審議官から「地方財政・地方税制の現状と課題」についてご説明をお願いいたします。

Ⅱ. 地方財政・地方税制の現状と課題（総論）

1. 税制抜本改革法

(平嶋) ご紹介いただきました平嶋でございます。お手元の資料は「地方財政・地方税制の現状と課題」に基づき、総論的なお話をさせていただきます。

今ご説明された財務省の星野審議官がちょうど2年前に着任されたころ、その直後ぐらいに私も税の担当となりました。どういう時期だったかと申しますと、2年前の今ごろといえますのは、3月に東日本大震災があったわけですが、6月末に社会保障と税の一体改革の成案が民主党政権でとりまとめをされました。その後、菅総理から野田総理に代わり、そして、秋に復興増税が行われたというのがちょうど2年前でした。

その2年前からずっとこの間、国と地方も合わさった税制抜本改革というのがわが国全体の税制の課題でした。私がお説明することは星野

審議官がご説明されたことを二重にやっているような部分がございますので、その部分ではできるだけスキップしながら行きたいと思っておりますが、その2年前から何が起こったか一度振り返っていただけるとありがたいと思うわけです。

先ほど申しましたように2年前の今ごろは復興増税の話が進んでおりました。国の方の復興特別法人税、復興特別所得税、それから、私どもの住民税とか、たばこ税はどうするかとか、いろいろな議論があったのですが、同時に税制改正の当初からのものがきちんと整理がついていない中で国会運営をしておりました。それが片付いたのが11月ごろでした。それから一月くらいで年度改正をやって、年末にいいよ社会保障・税の一体改革の議論が行われました。

今でも覚えておりますけれども、インドに行っておられた野田総理が帰ってこられて、民主党の税制調査会の議論に参加されて、「もう役人は入るな」ということで、政治家の先生方だけで5時間ぐらい議論されて、ひととおりの議論をまとめられたということです。まとめられたけれども、それで党内がまとまる雰囲気も全然ございません。与野党協議を持ちかけられたものの、なかなか乗っていただけないということでした。

そういう中で附則104条といわれます自公政権で作った法律により法制上の措置を3月31日までに講じるということになっておりましたので、3月30日の法案提出に向けて民主党内議論でまた1週間か10日ぐらい夜まで議論が行われて、最後は大騒動の中で法案を閣議決定したということです。

しかし、閣議決定したものの、それから閣僚の皆さんの問責決議案が出たり、いろいろなことがございまして、法案の審議に入れませんでした。連休明けの5月か6月ぐらいから社会保障と税の一体改革特別委員会で議論が始まりました。

議論を進めていくとだんだんだんだんに詰ま



っていくものでありまして、6月に入ってから与野党協議が始まり、そして、6月15日には3党の協議がまとまったわけです。3党の協議がまとまってスムーズにいくかと思ったら、3党の協議に反発して、採決の際には民主党から大量の造反が出たということです。

その後、7月に入って参議院の審議が始まりました。参議院の審議は衆議院で通ったのだからさっさといくかと思ったら、参議院の終盤になって、3党協議を行った民主党、自民党、公明党以外の野党から不信任決議が出て、それへの対応を巡って自民党の中も大揺れに揺れるということがございました。覚えておられると思いますが、「近いうちに」という合意があって、8月10日に通ったわけです。その両方の法案は8月22日に公布されました。今、思いますと、それからまだ1年しかたっていないわけです。本当に早いものだと思います。

それから、野田総理がインドから帰ってきたときに変更されたのですが、そのときまでの当初の提案では今年の10月から消費税を引き上げることになっていたということも思い出したりしますと、時の流れは早いと思うわけです。

そんなことで、星野審議官のご説明に付け加えることがどれぐらいあるかと思うのですが、私の方からは、今回消費税の引き上げと合わせて地方消費税も引き上げて、それから、地方交付税の消費税リンク分も引き上げております。

その意味をもう一度振り返らせていただきたいと思います。

それが**資料①**で、税制抜本改革の目的です。これは去年もご説明したことですけれども、もう一度振り返っていただきますと、これは国税の法案の第1条で、濃い部分にございますように、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税の使途の明確化及び税率の引き上げを行うという内容です。

地方の方について見ていただきますと、理由の中ですけれども、同じように、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の使途の明確化及び税率の引き上げを行うとされております。

資料②は、引上げ後の消費税収の国・地方の配分等です。消費税と地方消費税を併せた税率は5%、そのうち消費税が4%で、地方消費税が1%ですが、国の消費税のうち29.5%は交付税財源になっておりますので、地方分の配分が2.18%となっております。

それに加えて、今回8%、10%の段階でそれぞれ引き上げていくわけですが、地方消費税の方も1%から1.7%、2.2%に引き上がって、地方分の合計は2.18%から3.10%、3.72%と上がっていくわけですね。この引き上げの必要性は先ほど申しました社会保障の安定財源の確保と財政の健全化です。

2. 地方財政の現状

国の方の必要性については、**資料③**です。わが国一般会計は一般会計の歳出に対して税収が大きく下回っている状況が続いていて、公債発行額の方が税収を上回るという事態まで生じたという構図はよく新聞でもご覧になりますので、皆さんはよくご案内のとおりだと思います。

その一方、地方財政というのがそんなに厳しいのかという情報については意外に皆さんのお手元に届いていないのではないかと思います。

が、**資料④**が地方財政の方の財源不足の状況です。

見ていただきますと、地方の方は平成3年ごろのバブルの景気が良かったところから、現在ではリーマンショックの後の最悪の事態からは回復しておりますけれども、いまだに13兆円もの財源不足がありまして、やはり赤字地方債の発行と赤字国債による交付税の補填で埋めているという状況です。

これを先ほどのグラフと一緒に並べたのが、**資料⑤**です。上のところに書いておりますが、地方財政は、国の財政政策の影響を大きく受ける他、税収構造も類似しているため、国の公債依存度と地方の財源不足はほぼ同じ傾向をたどっております。

バブルのころの平成元年から3年ごろにほとんど不足がなかった事態から、景気対策で平成5年、6年ごろに悪くなったというのも同じです。すし、平成9年の俗に言う財政構造改革のときに良くなったものの、その後のアジア金融危機以降、景気が悪化いたしまして、そのときに景気対策を行い、減税を行った関係もあって平成15年ごろまで悪化していきました。

その後、景気の回復によりましてだんだんと縮まっていったものの、平成19年のリーマンショックの時点を境にまた一気に悪くなって、高止まりしているということです。基本的に同じような構造になっているということです。

それがなぜかというのが、**資料⑥**の国民経済と地方財政です。地方政府の方が最終消費支出ベースでは中央政府の2.5倍であるという構造になっております。

資料⑦は、国と地方の役割分担です。どういう分野で国と地方が分け合っているかということが書いてあります。

それぞれの分野でございますが、**資料⑧**を見ていただきますと、例えば法人実効税率の議論とか、固定資産税の議論とかで国・地方の税収についておっしゃるときに、地方の歳出構造の方もちゃんと見ていただきたいというのが私ど

ものお願いです。

と申しますのは、例えばここにございます国の中でアメリカ、カナダ、ドイツの3つはどういう国かといいますと、俗に言う連邦制の国です。中央政府に比べて州政府が大きな力を持っている国です。ですから、地方と国の歳出のウェートを見ていただきますと、アメリカでは州政府を含む地方の方が国よりも倍ぐらいいるわけですね。カナダも3倍から4倍あります。ドイツも相当程度地方のウェートが多いわけです。

これに対して右側のイギリス、フランスは俗に言う地方自治の国で、国の権限が強いと言われております。それと比べて、日本の左上を見ていただきますと、一見して国・地方を合わせた政府の規模が小さいという事実には気づかれると思うのですが、その他に地方と国の割合を見ていただくと、地方の割合が高いという特色を持っているわけです。

それでは、その歳出構造というのが日本はアメリカやカナダ、ドイツと同じような傾向をたどっているかということ、違いますということが資料⑨にございます。

資料⑨は、地方財政計画の歳出の分析です。左下の81兆円の中を見ていただきまして、網がかかっているのは何かと申しますと、国がおおむね歳出の基準を決めてしまっているものを示しております。どこの会社でも最も自主的に決めているのは人員の採用と給与水準のはずなのですが、日本の場合は基本的に給与水準については国・地方ともに人事院勧告ベースでやることになっております。

また、どの程度の職員を置くかということに関して、小中学校の教職員、それから、地方警察官、消防職員、高校教職員については国の方で基準を決めていただいているということです。大体それに沿って職員を配置しなければいけないことになっておりますので、国の方で大体給与費の大枠を決めてしまっております。

一般行政経費の補助というところに生活保護、介護保険と書いてあります。ここの部分に実は

地方の社会保障関係費が入っております。それをちょっと見ていただきたいというのが資料⑩です。

社会保障制度というと、国の制度だとお考えになると思うのです。そういう中でなぜ地方の方は社会保障の安定財源が必要かということなのですが、年金に関しては地方公務員の共済年金以外はほとんど国がやっております。しかし、他のこれから伸びていく医療とか、介護に関しては国と地方がそれぞれお金を出し合っているという仕組みを取っているわけです。

左の国民健康保険を見ていただきますと、国が43%、都道府県が7%、それから、市町村が取っている保険料が50%となっています。後期高齢者医療は国が33.3%、都道府県が8.3%、8.3%です。要するに、3分の2と3分の1の割合で分け合っているということになっているわけです。

介護保険制度のところを見ていただきますと、施設と在宅で異なりますが、国と地方が半々ずつ、或いは地方の方が多少多いウェートでやっています。障害者自立支援は半々というようなことになっているわけです。

国の社会保障制度が大体1兆円増えていくと、地方の方も8,000億円、7,000億円ぐらいい増えるというのが今の相場感になっているわけです。

資料⑪がその推計です。平成22年度ベースで27兆円あったのが3年たって国の方は、30.9兆円に増えているわけですが、地方の方もこの間に16.8兆円が19.2兆円と、一定の割合で負担が増えていく構造になっています。

ですから、今回社会保障財源としてお願いしております消費税の増税も一部を国で、一部を地方でということで分け合う構造になっているわけです。

資料⑫が、国・地方の税収内訳です。一番上の国税と地方税のところを見ていただきますと、地方の方は若干小さいわけですが、構造として所得税と個人住民税、俗に言う個人所得課税の割合が両方3割ぐらいいです。それから、

法人の所得課税他、付加価値割も入っていますが、法人税関係は国の方が2割、地方も18.4%ですから、おおむね2割です。

その他に安定している財源としては、国は消費税が23.6%あり、地方の方は固定資産税と地方消費税を併せて3割ぐらいは安定した財源としてあります。つまり、景気の影響も同じような税収構造なので同じように受けることになっています。

資料⑬は、主要税目（地方税）の税収の推移です。これは国税と同じで、地方消費税と固定資産税が極めて安定している一方で、地方法人二税に関しては大幅な乱高下をしています。

その上、資料⑭のとおり、地方法人二税については東京とそれ以外の地域で相当なばらつきがあるという構造になっているとお考えいただければと思います。

最後に地方には無駄があるのではないかというご議論があると思いますので、その点だけご紹介させていただきます。

資料⑯は、地方公務員数の状況です。総職員数が現在276万人で、平成6年のピークから比較いたしますと、50万人減っております。

地方公務員の給与の状況につきましては、資料⑰で、今年国の方は給与カットをしておりますが、民主党政権では地方に求めませんでしたので、24年度はラスパイレス指数が高くなっておりますが、今年は多くの団体でまた給与カットをしていることで、また低くなっているかと思っています。もともと給与の削減をやっている団体もたくさんあります。

資料⑱は、究極の行革ということでしょうか。平成の大合併がございました。ご覧いただきますと、平成11年のときに市町村数は3,229ございましたが、平成22年の時点で1,727へ、46.5%減少しております。

特に見ていただきたいのはその役員の三役計というところです。首長と副市町村長、収入役を入れて9,895人おりましたのが、平成22年には4,055人、平成22年には3,728人と6割減っ

ております。

それから、5万8,000人おりました議会議員が平成22年には3万2,000人にまで減っているということです。他の特別職の方も相当程度減っているというリストラが行われております。

職員数については先ほど50万人減ったと申しましたが、この効果が今後も出ていくものと思っているところです。

そういう状況で、われわれはこの1年間何をしてきたかという、税制抜本改革法が成立いたしました。それに付随しているさまざまな検討条項に基づく検討をさせていただいていると言っているのだと思います。それが資料⑲にあります税制抜本改革法に基づく7条の規定です。

資料⑳は、そのときの課題ですので、省略させていただきます。

資料㉑が今年の税制改正でやった内容です。後ほど軽減税率とか、転嫁対策とか、今後の課題についてはまた財務省の星野審議官からご説明がありますので、省略させていただきます。

3. 地方消費税率引上げと今後の経済財政動向等

私どもの方の資料㉒をご覧くださいと、国税の方の附則18条に消費税の引き上げに当たっての措置についての条文がございます。われわれの地方税の方の附則の19条にもほぼ同じ条文がございます。検討するという事になっております。

これについては先ほどもご説明があったとおり、資料㉓のとおり今後の経済財政動向等についての点検会合というのが8月26日から31日にかけて行われております。

資料㉔にはGDP速報が出ています。これらに基づき適切なご判断をいただけるものと思います。

ちょっと飛んでいただきまして、資料㉕をご覧くださいと思います。消費税の引き上げについて地方公共団体側はどういうスタンスを



取っているかということだけ見ていただきたいのです。

地方税源の確保につきまして自由民主党総務部会合同会議に地方側が出した資料ですが、その1番目にあります。平成26年4月における消費税及び地方消費税の確実な引き上げの実現が図れるよう、着実に経済の状況の好転を図ることということで要望が出されています。

そのことだけ申し上げて、前半の私の説明を終わらせていただきます。

Ⅲ. 財政・税制の総論への意見

（岩崎） それでは、ただ今ご説明がありました国・地方の財政・税制の現状につきまして、まず谷口様からご意見をお願いいたします。

（谷口） 新日鐵住金の谷口でございます。よろしく願いいたします。ただ今財務省の星野審議官並びに総務省の平嶋審議官にはわかりやすくご説明いただきました。ありがとうございます。お2人のご説明を受けまして、私の方から納税者であります企業サイドからのコメントということで幾つか発言させていただきたいと思っております。

1. 我が国の経済・政治環境

まず世界経済の環境認識ですが全体としては順調な回復ということです。中国の成長の鈍化や、まだ全貌はわかりませんがシャドーバンキングの問題とか、或いは欧州経済についても景気の低迷もございますし、ソブリンリスクもまだ十分に収まっていないとか、或いは中東の情勢がいろいろ動いている中での地政学上の原油の高騰等、いろいろリスクが起こったり、或いはあつたりはするようですが、他方米国が順調に回復してきているということ、それからASEANは絶対好調ではないのですが、その中からも成長の軌道に回復しつつあるというようなことで、世界全体としては緩やかな成長過程にあるという認識です。

次に国内の経済ですが、先ほどもお話がありましたように、アベノミクスの効果が発現しつつあるという認識で、為替の修正や生産活動の回復、これによります企業の収益の持ち直しが見込まれております。それから、株式市場の回復、個人消費の増加も期待されているということで、景気は着実に持ち直して、デフレから脱却しつつあるというのが基本的な認識だろうと思っておりますが、全体としてまた、オリンピックも2020年東京開催が決まりまして、これもマインド的にも実体経済面からも今後好影響が期待されると思っております。

ただ、各産業や個別企業によりましてその回復のスピードには少しずつ差があるというのが事実であろうと思います。8月の月例報告にございましたような「デフレ状況ではなくなりつつある」という評価が出ているわけですが、個人的にはもう少し強い手応えが出てきているのではないかと思います。

また、7月の参議院議員の選挙の結果、政治のねじれがなくなったので、ここ数年の間、最大の課題であった日本の再建に向けた取り組みを強力かつ着実に進めることができる土壤ができたと認識しております。逆に言えば、今から

数年が最後のチャンスかもしれないと認識しております。

まだ経済そのものが巡航速度に達していないわけですが、これから成長軌道に乗せるためのいろいろな施策を総動員するということで、日本再建のファンダメンタルズをここ何年間で積極的に作っていく時期なのだという認識です。

TPP の議論も始まっておりますけれども、これを見据えて、日本の各産業の創生なり、再編というものをしっかりやるために、今まで3本の矢が放たれていますが、必要なら4本目、5本目もきちっとやっていくという決意を持って日本再建に取り組むべき時期になっているという認識です。

2. 財政健全化と社会保障の持続可能性

それから、ご説明がございました財政の健全化の関係ですが、財政の状況は相当ひどい状況にあるということは紛れもない事実です。税収が歳出の4割強しかないという状況は極めて異常だという認識は経済界も同様です。

従来から歳出を増やすということに重点を置いて、増税などの歳入拡大を行わなかったということが続いているなかで、国債が国内で消化されている限りは、日本の国民の中の貸し借りだから、問題は少ないという意見もあるのですが、それも限界に近づいていると認識しております。いろいろな国が財政再建に取り組んで来ている中で、日本の財政の健全化が海外からも当然注目されています。日本としてもこのタイミングでしっかりやっていかなければいけないと思います。

歳出については当然各項目を効率的に見直すという必要がありますが、構造的に増加傾向にあります社会保障費の抑制が一番の課題だろうと思っております。国民会議の報告にもありますように、少子高齢化における社会保障制度として全ての世代が相互に支え合う方針並びにそれを徹底した給付の重点化・効率化に取り組む

必要があるのだらうと思っております。

歳入面についても税収における所得の弾力性に期待してはいるものの、国民に対して受益に見合う負担を求めることを回避するわけにはいかないと思います。今回の消費税の増税の議論におきましても、負担が増えると言うとすぐに問題にされるわけですが、社会保障費との連動ということになっておりますので、その社会保障の性格から言って広く国民に負担を求め、景気変動からも影響を受けにくい歳入項目として、その税源のふさわしさ、或いは過去からの累積を含めた受益という視点からの点を強調して、消費税の増税というものをしっかりやる必要があるのではないかと思います。

従来から言われていますように、まさに歳入欠陥といえますか、歳入が4割しかないということで、逆に増えている公債費は将来にツケを回していることになるので、その将来の不安というものがいろいろなことに影響を与えてきてしまうということです。まずは消費税を上げて、国民の納得感とともに国際的な信認も得ることが第一義ということだろうと思ってます。

それから、国と地方はご説明がありましたように財政的に連動しているわけですので、歳出削減のためには役割を見直すとか、効率化を図るということを一体で見直す必要があるのではないかと思います。

3. 税制改革の方向性

財政再建についてはいろいろな議論が進んでいるところですが、まだ結論を得るというレベルには至っておりません。ただし、将来の国のありようというものをしっかり見据えた上で議論していく必要があろうかと思います。

少子高齢化と一言で言っておりますけれども、これから起こることというのは、まさに生産労働人口が大きく減っていき、年少人口が大きく減っていくという2つが大きくございます。つまり、働き手、或いは次の働き手の

世代がいなくなっていくということです。

結果としてそういうことが起こることを前提に置きながら、インフラなり、社会制度をどう作っていくのかということを考える必要があります。都市と地方のバランスとか、産業配置の在り方とか、逆に限界的な生活圏もかなり出てくると思っております。そういう意味でその視点を置いた上で歳出の重点化なり、効率化、受益負担の適正化などの国民的合意を得ていくことを通じて財政再建をおれずにきちっとやっていくということが必要だと思います。

そのためには、財政健全化法のような法的な規制も導入するという必要があるのではないかと考えています。これにつきましては政策運営を担う御立場からのコメントも後で頂ければと思っています。

また、税の抜本改革を踏まえて税制改革が行われてきているわけですが、結果として財政健全化の裏づけの伴わない改革というのはまだまだ不十分だろうと考えております。税というのは公平、中立、簡素という原則に乗っているわけですが、この原則・原点に従って、もう一回税体系を見直す必要があるということです。

それから、税は構造的に累進性のもの、或いは安定的なもの、或いは応益的なもの、応能的なもの、国と地方とか、直接間接等、いろいろな性格なり性質があるわけですが、様々な経緯から積み上げられた税の体系をもう一度考え直して、組み立て直していく必要があるのではないかと考えております。

その1つの視点として消費税の重要性が増してくるということを含め、所得・資産・消費に対する課税の再構築を図ることを通じて税収を確保し、納税者の納得のいく偏りのない制度を作るということを考えていく必要があると思います。

租研のアンケートでも税は公平性が一番の基本だということが出ていますので、「公平性というものを原点にする」というところは重要だ

ろうと思います。大きな社会の変化、時代の流れに応じて税体系は見直す必要があります、今は、まさにその時期にあるといえるのではないのでしょうか。

4. 地方税制改革の方向性

それから、わが国経済の再生につきましては、地方の成長も不可欠です。そういう意味では先ほどお話しいただきましたけれども、地方が自主性、自立性を保てるように安定した財政基盤を作るということが必要と思っております。その点、地方税制というのは、歳出の内容を十分に踏まえた応益原則に基づく必要があろうと思います。

それにふさわしい税源が紐付けられる様に再構築の中で進めていく必要があるのではないかと考えております。そういう意味では国から地方への財源配分ということも不可欠だろうと思っております。地方の行財政改革を促すということのために、その成果を適正に評価して、反映するための仕組みを確立していく必要があるのではないかとこのところでは思います。

総論につきましては終了させていただきます。ありがとうございました。

(岩崎) ありがとうございました。引き続きまして、土居先生の方からコメントをお願いいたします。

(土居) 慶應義塾大学の土居でございます。今日はこのような機会をいただきまして誠にありがとうございます。私は日ごろ税財政について経済学の立場から研究をしております。租税研究協会にもいろいろとお世話になっております。

私自身は星野審議官、平嶋審議官のお話を承りまして、今の国税、地方税それぞれの現状を非常に端的にご説明いただいたのではないかと

思っておりまして、感謝申し上げます。まず総論について私なりに討論と申しますか、両審議官にご質問させていただきたいと思っております。

1. 財政健全化の道筋と税制の対応

皆さまもご承知のように今は消費税率を予定どおり引き上げるかどうかということで議論になっております。非常に素人的な邪推ではありますが、私は予定どおりに引き上げられることは決まったのではないかとと思っております。

それはなぜかと申しますと、この前のGDPの4－6月期の第2次速報を受けて、甘利大臣から「安倍総理は10月1日に決断をなさるのではないか」というようなご趣旨の発言がありました。

ところが、法令上ないしは商取引慣行上、まさに経過措置を考えると、来年4月1日の税率を半年前の10月1日時点で確定しないと商取引契約に差し障ることになります。4月1日以降の税率が10月1日の段階で未定であるということになりますと、契約書も交わせないことになります。それは重大な問題です。

消費税をもし予定どおり引き上げたら、どれだけ景気が悪くなるかという心配以上に今年度の後半の商取引契約をどうするのだということすら心配になるわけです。この決断の時期を9月中ではなく10月になさったということは予定どおり引き上げる以外にほとんど物理的な要因としてはないということなのかなと思っております。

これから議論させていただくのは私なりの邪推に基づいてということですので、若干税務当局の両審議官にはそんな話は今までできないというぐらい気をもんでおられるかもしれませんが、少し気の早い話をさせていただきたいと思っております。

先ほど谷口様からもお話がありましたように、わが国の財政健全化は非常に重要になってくる



のは言うまでもないことだと思います。それに当たって経済学者の間では消費税率を10%まで上げるということだけでは不十分なのではないかという議論も出ています。2020年代以降のことを考えると、消費税率は10%よりも上げるということだとか、それ以外の所得税や法人税の改革も併せて進めていかなければいけないのではないかということです。

そういう意味では社会保障・税一体改革というのは極めて重要な取り組みだと私自身も評価しておりますけれども、さらなる税制改革は今後いろいろな形で問われ続けることにしばらくはなるのではないかと思うわけです。

そこで、両審議官にご質問させていただきたいのは、国税と地方税それぞれの税目において今後どのような税の在り方、つまり、所得税、法人税、消費税、相続税など、それから、地方税でいえば個人住民税、法人住民税、それから、固定資産税、地方消費税などなど、それぞれのお立場で今後改革課題としてどのような税目で、どういうあたりに議論が及ぶ可能性があるのか。ないしは議論する必要性が生じているということなのかということについて、少し先走った話で、まだ、行政当局としては予定どおりに消費税率が引き上げられると決まったわけではないというお立場かもしれませんが、そのポスト社会保障・税一体改革というようなことをにらみながら、少しご議論させていただきたいと思っておりますので、ご質問させていただきました。

2. グローバル化の進展と法人課税の在り方

それから、この場におられる方の関心のおおりの点だと思いますけれども、法人課税の問題です。この秋にも臨時国会で成長戦略に付随する法人課税の在り方ということが俎上に上ってくるのではないかといろいろ巷間言われております。

私自身も法人課税については経済学の立場からは、いわゆる学説で申しますと、法人擬制説の立場です。つまり、法人税の負担は法人なる怪物が税負担をするのではなくて、従業員や株主や顧客や企業を取り巻くステークホルダーの方々が法人税の負担を暗黙のうちに分け合っているという税の性質を持っているのではないかと私自身は捉えております。

そう考えますと、法人税という税は暗黙のうちに働いた人たちの給与から法人税の負担の一部を転嫁する形で徴税をするということです。ないしは株主に対してはもし法人税がなければ、配当がもっと増えていたかもしれないけれども、暗黙のうちに得ばかりし配当が得られないというような形で法人税の一部の負担が転嫁されるとか、そういうような形で給与とか、配当とか、さまざまな所得に転嫁される形で法人税の負担が委ねられているのではないかと思います。

所得税の場合、ないしは地方税では個人住民税ですが、給与に対してどういう形で所得税をかけるかということは事前に決められます。金融所得に対してこういう形で所得税なり、住民税をかけるということが事前に決められた上で課税されるということですが、法人課税は事前には決められない形で、企業が生み出した付加価値をどういう分配をするかという企業の行動に基づいて課税されます。つまり、給与に一部が転嫁されたり、配当に一部が転嫁されたりするというような形で、結局は誰に税を負担させるかというのが企業行動に丸投げにされているような性質を持っている税ではないかというの

が法人擬制説の立場から見た法人課税という考え方になろうかと思えます。

ただ、ご承知のように、今後グローバル化がますます進むという中で資本は国境を越えて足が速く移り行くということになります。できるだけ収益が高いところへ移転するという性質をより多く持つわけですが、それに対して働く者はそう容易に国境を越えられないというような状況を考えますと、いつまでも法人課税に頼り続けてよいのかという思いもあるわけです。

ただ、星野審議官がご説明になられた財務省の資料^⑳、それから、平嶋審議官がご説明になられた総務省の資料^㉑にありますように、わが国の法人税ないし地方法人二税をいきなりなくしてしまうと、税収に大きく穴が開いてしまうというぐらい大きな割合を占めています。

私はそれを称して、too big too failと言って、税収が大き過ぎて、なかなか法人課税をやめられないと、つぶせないという状況に陥っているのではないかなと思ったりもするのですが、急には変えられないというような状況にはあります。

ですから、代替財源といいましょうか。しかるべき法人課税のより良い在り方を考えながら、今の法人課税をできるだけ経済成長や企業行動を妨げないようなものにしていくということが1つのパズルとしてあるのかなと思っております。

そこで考えますと、実はわが国の法人住民税には均等割という形で課税される課税の仕方がございます。どれだけ利益を上げるかに関わらず、資本金によって金額は若干変わりますけれども、基本的にはその法人に対して一定額の税を課すということです。どれだけ利益が上がるが、どれだけ従業員を雇おうが、それ以上の均等割は課税しないという形の税です。

もちろん裏を返すと、どれだけ赤字でも均等割は払っていただくということが起こり得るという経済的な性質はございますが、そういう企業活動を妨げない形で企業からしかるべき税負

担をお願いするということであるならば、今の
ような法人所得に比例する形とか、従業員に比
例する形ではなくて、むしろあまり企業活動に
よらず、一定額の税負担を求めるという形の税
の在り方というのは今後の法人課税としてはあ
るのかなと思ったりするのですが、その考え方
についてどのようにお感じになられたかという
ご感想を聞かせていただければと思います。私
からは以上です。

(岩崎) ありがとうございます。ただ今
のご意見について、現段階でお答えできる限りで
結構ですので、両審議官からお話をしていただ
ければと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

(星野) まず谷口様から網羅的なご指摘をい
ただきまして、どうなるのかなとお聞きしたと
ころです。

1. 財政健全化法について

2点ございまして、1つは財政健全化法につ
いてどう考えるかというお話がございました。
いつも税制を国会に出して、それを通すという
ことで私どもは苦勞しているわけです。今後は
社会保障の枠組みも含めて、税制、財政をどの
ように運営していくかということについて何が
しか国会の場で法案化されて、それに基づいて
政策立案が安定的に行われていくということ自
体は極めて望ましいことではないかと考えてお
ります。

どのように財政健全化の枠組みを作るのかと
か、どの程度の強制力があるのかとか、そうい
ったことはいろいろなバリエーションがあるの
だとは思いますが、いずれにしても与野
党を超えて、国会の場で財政について議論が行
われるという意味では財政健全化法というよう
な考え方というのはこちらとしても参考にさせ

ていただきたい考え方だと思いますし、それぞ
れの党がそういった考え方を持っているところ
らとしても考えておりますので、今後もそうい
った方向については検討を続けたいと思ってお
ります。

2. 税制改革の方向性

それから、もう1点はまさに税制について転
換期にあるのではないかというご指摘です。先
ほど総論でご説明をさせていただいた資料^⑨で
すけれども、税制抜本改革関係の課題について
ということで、最近行った税制改正について網
羅的に書いているのですが、実は税制の
課題についてはいろいろあって、消費税だけで
はなく、例えば所得税の今回の最高税率の見
直しについてある程度所得再分配機能を多少で
も取り戻そうとか、資産課税の見直しによって
資産の再配分の機能をもうちょっと強化しよう
といったようなこととか、法人税の引下げとい
ったようなことで、当面する課題については何
とか取り組もうということでここ2～3年やっ
て、1つの区切りがついたところではあります。

ただ、谷口様のご指摘のとおり、さまざまな
課題は非常に多いので、もう一度原点に立ち返
って検討していかないといけないとか、その際
に今のいろいろな経済社会構造の変化みたいな
ものを当然踏まえて対応を考えていかないと
いけないと考えております。

3. 財政健全化の道筋と税制の対応

それから、土居先生からですけれども、大変
難しいご指摘で、どこに増税余地があるかとい
うことです。先ほど私の説明の中で租税負担率
の話をさせていただきました。

今後税負担を求めていくということを考えた
ときに、1つは国際的な水準とのギャップとい
うか、国際的な水準から見て、無理な負担はな
かなか求められないということはあるかなと思
います。そういう意味では消費税課税と個人所得
課税について国際的な水準に比べてみれば、負

担は低いというようなことがありますので、そこをどう考えていくかということです。ただ、税収力という意味で考えますと、消費税が一番大きいかなと思います。社会保障を展望して考えていくという際には消費税が中心になるのかなと考えております。

4. グローバル化の進展と法人課税の在り方

それから、法人税の話ですけれども、これはこの後、各税のところでまた法人税について述べさせていただきたいと思います。

(岩崎) 星野審議官、ありがとうございます。続きまして、平嶋審議官からお願いいたします。

(平嶋) まず、谷口さんから包括的なお話をいただきまして大変勉強になったところです。

1. 地方税改革の方向性

お話しいただいた項目の中で申しますと、私の方から先ほど財政の健全化法のお話をいたしました。もちろんその法律そのものをどうしていくかというのは国政レベルのお話ですし、国家財政中心ということだと思いますが、国と地方は非常に財政が緊密な関係にあるというのを先ほどご説明いたしました。その関係で、過去に財政構造改革法というのが橋本内閣で通ったことがありますが、あのときに地方財政とか、地方自治に関してどの程度その部分に議論を重ねていくのかは、国の法律と地方自治の関係ということで議論がございました。その点を頭に置いてやっていかなければいけないのかなというのが1つの感想です。

それから、「わが国の経済の再生には地域の成長が不可欠です」とおっしゃっていただきました。これは私どもの新藤大臣のモットーで、日々そういうことでわれわれは叱咤激励をされ

ておりますので、大変いいご指摘を頂いたと思っています。その中で税制は応益原則に沿った税源確保で、きちんと確保していくことが重要だと言っていただきました。

今まで地域で受益と負担が一致して、地域の民主主義の中で財政の効率化が図られていくことがいいという認識でやってまいりました。ですから、まずは適正に評価するのは地域の住民でしようけれども、政府の方でも地方公共団体間の効率性をきちんと評価できる仕組みとか、その到達状況がどこかというような指標を出すことで、適正な競争を促していきたいと考えているところです。

2. 財政健全化の道筋と税制の対応

土居先生からいただいたご質問は、増税余地ということですが、そのことを行政の立場から言うということは、大変に難しいわけです。ただ、星野審議官からありましたように、そもそも今回の消費税増税は国・地方の財政再建ができるところまで上げるとしたら10%ということではなくて、現時点で経済との関係を考えたら、大きなショックにならない範囲内でやっていくためには5%引き上げが限界だろうということを決まった引上げ幅です。この時点での引き上げは5%が限界だろうということをやったわけですので、長期的に考えれば、消費税・地方消費税には、まだ、増税の余地があるという議論がもともとあったと思います。

その他に幾つか、私の意見ではなくて、こういう議論がありましたということでご紹介をさせていただきますと、個別の税制のところで出てきますけれども、社会保障制度国民会議の議論の中では、年金課税の見直しが言われておりました。それから、環境問題の中ではアメリカと比較すると高いと言われつつ、燃料課税がヨーロッパに比べて日本は低いのではないかという議論がございました。これは法人実効税率の見直しの議論との関連で出てくることですが、法人実効税率をもし下げるという前提

で行くと、配当譲渡益の課税を強化すべきではないか。或いは地方財政で行きますと、法人の所得課税を引き下げる代わりに、外形課税である付加価値割を広げていくべきではないかという議論がよく出てまいります。

それから、私ども自身が要求したものとして申しますと、地方税では固定資産税で、バブル期の影響がありましたので、住宅の200㎡までの小規模宅地の特例が一般の商業地に比べてあまりに低いのではないかという議論がございました。そういう議論を私どもも一昨年は提起したことがございますが、現実に消費税の増税をお願いしているときに、小規模な宅地の固定資産税を上げていくことが実際にできるかという、負担増というのは厳しいものがありますので、消費税、地方消費税の増税が行われた後にまたあらためて慎重に検討することが必要なのだろうと思っています。

3. グローバル化の進展と地方法人課税の在り方

法人課税の方は後ほどまた出てまいります、法人住民税均等割の引上げはどうか、というお話がありました。確かに、法人所得課税が地方税として向いているのかという議論があるので、地方の法人課税のあり方の議論はしなくてはいけないと思っておりますが、均等割という、どうしても中小法人の方に重たくなってしまうという傾向があるということがございます。

外形的に課税するなら、われわれとしては事業規模に応じて、事業規模が大体行政サービスの応益を示すと思えば、付加価値割のようなものの方がいいのではないかなというのが率直な感想です。以上です。

(岩崎) ありがとうございます。

それでは、個別税制の現状と課題につきまして議論をさせていただきたいと思います。まず、財務省の星野審議官から、国税に関する個別税制の問題についてご教示ください。

Ⅳ. 個別税制の現状と課題

1. 消費税

(星野) 最近議論になっている事柄について、さっと触れさせていただけたらと思います。

まず消費税についてです。資料③⑩は、低所得者への配慮です。1つは、低所得者への配慮で、複数税率の扱いをどうするのか、今回8%への引上げの局面で、簡素な給付措置をどうするのかといったことが議論になっています。

資料③⑪は、軽減税率です。今年の1月に税制改正大綱を与党でまとめる際に、自民党と公明党との間で、消費税率の10%への引上げ時に軽減税率制度を導入することを目指すことで合意がなされております。この合意に基づいて与党の税制協議会で、この軽減税率導入に伴うさまざまな検討項目について協議が行われており、関係団体からヒアリングが行われています。

課題としては、対象品目をどうするか、その際の税率をどうするか。それから、軽減税率を導入することになると、その財源の確保、インボイス制度を導入する必要があるかどうか。仮に出てきた場合に、それをどうするか。区分経理をするためにどのように対応していくのか。

それから、中小事業者の事務負担の増加ですとか、免税事業者が課税選択を余儀なくされるといった問題が出てまいりますので、そういった問題への対応が議論になっています。この年末に向けて議論をしていくことになります。

資料③⑫は、複数税率です。集中心点検会合の中でも、この複数税率については賛否がございま

した。論点としては、今申し上げたようなことですが、ヨーロッパを見ると、歴史的な経緯もあって、食料品等について軽減税率を導入している国が結構ありますけれども、逆に、付加価値税を導入したのが遅い国で見ると、かなり単一税率でやっている国もごいます。

それから、EU 諸国の食料品に対する適用税率から単純に平均を取ってみますと、11%程度になっておりまして、10%段階で食料品について軽減税率を入れるかどうかということについても議論があるところかと思えます。

何を軽減税率にするかといったことについても、かなり議論が分かれるところで、また、高所得者の方に相対的に負担軽減効果が及ぶことで、低所得者対策としては非効率ではないかといった指摘もありまして、そういうことも含めて今後議論がされることになります。

それからもう1点、消費税に関しましては、転嫁対策の話がごいます。これをちゃんとやってほしいということが、点検会合でも指摘されたところでした。

資料③④は、消費税率の引上げに伴う転嫁対策等です。この前の国会で転嫁対策特別措置法という法案が成立し、10月1日から施行される予定です。この円滑な施行に向けて、同時並行的に準備をしていますが、1つは、事業者間の取引において弱い取引相手先に買ったときなどが起こることを防ぐための措置が盛り込まれております。独禁法や、下請法よりも広い取引関係をカバーし、なおかつ迅速に勧告・公表ができるような枠組みを作ることで、法律の仕組みが取られております。

もう1つは、転嫁を阻害する表示の是正で、消費者に誤認を与えないようにするとともに、納入業者に対する買ったときや、競合する小売店の転嫁を阻害することにつながらないように、消費税を転嫁していないという旨の表示や、消費税をおまけしますといった表示については、行ってはいけないことが法律に規定されています。

それから、価格表示に関する特別措置で、いわゆる総額表示義務を緩和しております。表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないことで、仮に4月に消費税率が変わったときに、値札の付け替え等々について、ある程度弾力的な対応ができるような措置が盛り込まれております。

その他、転嫁・表示カルテルについて、独禁法の適用除外とするといったようなことが盛り込まれています。

この法律に伴いまして、事業者に対する転嫁状況に関する調査を幅広く今後実施していくことで、対策を取るようになっていきます。また、広報・相談体制をちゃんと敷いていこうという議論がされています。

2. 法人課税

次に法人課税の関係です。資料⑤は、法人実効税率引下げと復興特別法人税です。先ほど土居先生から、法人税についていろいろご指摘がございました。法人税については、今、党税調それから政府の方でも、この秋、投資減税を中心とした対策を検討すべくいろいろと議論が行われているところです。

法人税は、平成23年度の改正で実効税率の引き下げが行われて、5%の引き下げが行われたわけですが、復興特別法人税で、法人税額の10%の付加税が今課されていて、平成27年度以降にフルに5%の引き下げが効いてくるという状況になっています。

資料⑥は、法人所得課税の実効税率の国際比較です。表面税率の国際比較をすると、確かに日本の法人税の税率は、アメリカと並んで高い水準になっておりまして、ヨーロッパのその他の国、またアジアの各国と比べると高い水準になっていて、これを下げるかどうかといったようなことについても議論がいろいろと出ているところです。

ただ、法人税の引き下げを仮に1%行うにし

でも、国・地方も含めて、4,000億円の財源がかかることで、財政が非常に厳しい中で、その財源をどのように見つけていくかということと同時に議論しないと、財政への信認が保てないのではないかと考えております。そういった中で、例えば、外形課税みたいなことを国として考えるかどうかということについても、1つのお考えだなということではあると思っています。

今後、法人税を考えるに当たって、1つは、国外に企業が出ていってしまうという話、それから、海外からどういった企業を呼び込んでくるかといったような話、それから、企業に対して減税を行うことによって、それが例えば雇用とか賃金に好影響を与えとか、又は設備投資に好影響を与えといった、そういったさまざまな切り口から検討する必要があると考えています。仮に企業流出という面で考えると、国際競争にさらされている製造業を中心に、製造業に対する、設備投資減税等々も含めて、ある程度の軽減措置を考えていくかどうかということが1つの論点になると考えています。

それから、海外からの企業誘致の関係について言いますと、結局は最終的なトータルの日本における魅力はどうかということが、やはり問題になってくようなと思います。マーケットに近い、需要に近いところにどうしても企業は誘致いたしますので、どうやってトータルの魅力を高めていくか、例えば企業にとっての社会保険の制度なども含めて、トータルに考えていく必要があろうかと思っています。

それから、雇用、賃金、投資といったことにどのくらい効くかといったことを考えると、どの税制が一番効くのか、やはり財源と効果の関係を総合的に考えていく必要があるのではないかと。法人税は、まだいろいろと議論を行っていく必要があると思っています。

前半で法人税収の話を見せていただいたときに、繰越欠損金のお話をちょっとさせていただきました。資料⑳は、その繰越欠損金額の状況です。直近で見ていただいても、この下に伸びて

いる棒、これが繰越欠損金額の残高でございます。76兆円たまっています。

このうち大体50兆円ぐらいがリーマンショック後に新たに発生した繰越欠損金になっております。今後まだまだこれが繰り越されて残っていくことで、上の方の棒を見ていただいても、法人の所得金額から繰越欠損金の控除額が大体10兆円ぐらい控除されるような構造になっており、法人税収にかなり利いてくる構造になっていきます。

資料㉑は、法人数と欠損法人割合の推移です。やはり欠損法人割合が日本の場合には非常に高いという問題があります。全法人の7割を超える企業、大企業で見ても大体半分ぐらいの企業が欠損法人になっています。日本の企業の収益構造をどのように高めていくかといったことを考えていく必要が同時にあろうかと思っています。

資料㉒は、業種別法人税額です。参考までに、業種別の法人税額ということで付けております。真ん中の丸が平成23年度全体、9兆3,600億円の法人関係の税額のうち、どういった業種が払っているかという内訳ですけれども、例えば国際競争に中心としてさらされている製造業について見ていただきますと、大体4分の1、26%ぐらいの納税額になっています。

それぞれの業態の内訳を、ご参考までに掲げておりますけれども、こういった税収がどこまで上がるのか、収益構造がどうなっているかといったことについても、もう少しきめ細かく見ながら、政策立案していかなければいけないと考えております。

資料㉓は、法人の設備投資の推移です。設備投資については、今いろいろ議論しているところですが、近年、キャッシュフローよりもかなり低い水準でしか設備投資が行われていません。

減価償却費と比べて見ても、設備投資の金額が低くなっています。企業にお金が多まっているけれども、それが設備投資に回っていないという状況が如実に見てとれます。今回、経済

環境がかなり好転してきていることを受けて、企業の設備投資意欲を何とか引き出して、質のいい設備投資に向かわせるために、どういった施策を取るのがいいのかということを中心に議論が行われております。

資料④は、6月に閣議決定された日本再興戦略です。この中で下線を引いていますけれども、設備投資や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減することによって企業を大胆に支援していくことが掲げられています。大きく分けて3つの柱があります。経産省が考えている産業競争力強化法案をこの秋、国会に提出して、その法案を中心として、第1は先端設備の投資促進をする。それによって生産設備の新陳代謝を図っていく。

第2は、ベンチャー投資に対して、法人の資金を向かわせることで、良質なベンチャーファンドを作るとともに、そこに対する企業の投資を誘導できないかといったような議論も関係省庁としています。

第3は、事業再編・事業組換の促進で、事業再編でスピノフ、カーブアウトを行った企業に対して、元の関連企業から何らかの支援を行う、それに対して税制上の優遇措置を与えられないかといったような議論をしておりまして、事業再編についても何とか今後進めていくような枠組みを作りたいと考えています。

3. 国際課税

最後に国際課税の話をさせていただきたいと思います。**資料⑤**は、税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画です。OECDの租税委員会で、税源浸食と利益移転(BEPS)に関するプロジェクトが動いておりまして、この根っこにはリーマンショック後の所得格差の意識と、財政的な措置の問題が背景にあると考えております。

概要を**資料⑤**にまとめておりますが、結局、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策によって税負担を軽減しているとい

う問題が、例えばスターバックスの英国子会社において顕在化して、こうした問題をOECDの租税委員会で、BEPSに関するプロジェクトを立ち上げて検討をしております。ちなみにこの租税委員会は、財務省の浅川総括審議官が議長をしております。

これが単なるOECDの議論にとどまらずに、2012年11月以降、ヨーロッパの財務大臣がこれを支持する共同声明を公表し、2013年2月にG20財務大臣・中央銀行総裁会議で取り上げられ、さらに6月のG8サミットでも、議題の1つとして取り上げられてきております。

BEPS行動計画というものが、7月にモスクワで行われたG20財務大臣・中央銀行総裁会議で提出されまして、今後この15のアジェンダに基づいて、1年から2年半ぐらいかけて、新たな国際的な税制の調和を図る方策を勧告すべく検討を行っていきます。その際に、OECD非加盟国のG20メンバー8カ国も、この議論に参加しうる枠組みとしてプロジェクトを設けることになっています。

この関連で、**資料⑥**、**⑦**には、サミットにおける安倍総理の発言、コミュニケーション等々を載せています。

資料⑧、**⑨**は、具体的な事例です。

今申し上げたBEPSの15のアジェンダは、**資料⑩**です。例えば、電子商取引課税について、行動1に載っています。例えば消費税に関して言えば、今アメリカの企業から音楽を買って聴いている日本の消費者には消費税がかかっていない。それから、アメリカの企業には、日本の消費者に提供した音楽で得た所得に対して日本の法人税がかかっていない。

こういった議論をどう処理するかという問題がありますけれども、これをあまり厳しくやる、PEがあるから法人税をかけようということにすると、例えばある新興国に進出した企業が、同じようにPEがあるではないかということで課税をされるといったような事態も起こり得るので、なかなか議論は単純ではございません。

いずれにしても、こういった国際的な枠組みで、いろいろなルールをまとめ上げていく、そこに中国・インドといった OECD 非加盟の国も参加させていくことが何よりも大事ではないかというふうに考えております。

BEPS と並んで、もう 1 つ OECD の議論のポイントは、資料⑤の自動的情報交換です。自動的情報交換とは、相手国の納税者が行う取引等の税関連情報を、相手国税務当局に対し、まとめて自動的に提供する仕組みです。

2 つ目の「○」に書かれておりますとおり、現状におきましても、毎年相当な件数が交換されてきています。

この仕組みを国際的に整えていこうという議論が OECD で行われているのですが、資料⑤には、情報交換をめぐる国際的議論の経緯をまとめております。

1 つは、2008 年にスイスの UBS 事件が起って、スイスがそれを契機にアメリカとの間で情報提供をするようになり、それから、それまで銀行機密を保護していた法律を改正して、各国と情報交換規定を含む租税条約を結ぶようになりました。日本とも結んでいます。こういったことをきっかけに、これまでいろいろな金融関係の情報を秘密にしていた国が、情報を提供するようになりました。

OECD でも、資料⑤に書かれておりますけれども、OECD のグローバルフォーラムで、各国の税制の透明性や情報交換の実施状況について、お互いに審査をしようということで、そういった枠組みを実施してきております。順次、この枠組みの参加国が増えてきています。

私からは以上です。

(岩崎) ありがとうございます。

平嶋審議官から、個別地方税制についてご教示ください。

V. 個別地方税制の現状と課題

1. 秋の税制改正における検討項目

(平嶋) 今、地方税制で課題になっていること、個別の論点を、資料②③に基づきご説明させていただきます。

先ほど日本再興戦略のお話が星野審議官からありましたが、これは現在、まさに秋の税制改正プロセスにおける検討項目として、自民党税調で検討することとされている項目です。

基本的考え方は、日本再興戦略に盛り込まれた緊急構造改革プログラムに係る税制上の対応を検討しこれらにより、民間投資の活性化を図るといたしまして、1 番目に先端設備の投資を促す税制、2 番目に民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制、3 番目に収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するための税制、さらに、設備投資につながる制度・規制面での環境整備にに応じ必要となる税制とありまして、その具体的な環境整備は別紙にございます。

これらの項目については、まさに今現在議論中でございまして、地方税制におきましても、国の法人税で対応されたものにつきましては、法人住民税の法人税制、さらには法人事業税の所得割で、それに準じた措置を講じていくことが予定になっているわけです。その他に今回、経済産業省からは、固定資産税の償却資産に係る抜本的な見直しという提案がございます。

それについて、幾つかお話をさせていただきたいわけですが、資料②③には、この日本再興戦略に基づく税制措置に関する提言として、経団連から提言が出ておりまして、その中でも、法人税の減税及び資産については、地方税も整合性を図ってほしいという要望をいただいているわけです。残念ながら私どもはそう簡単にやるわけにはいかないというご説明になるわけです。私どもは、資料②③は、要望を見もしないでお断

りしているのではなくて、ちゃんと要望は咀嚼した上でお断りをさせていただきたいな、と思って、資料として付けさせていただいたということと御理解いただければと思います。

資料⑳は、償却資産課税です。償却資産ですので、投資に応じて税が相当大きく変化しているのではないかとされている方も多いのではないかと思いますのですが、実際は、償却資産課税はストックに対してかかっておりますので、1兆6,000億円から1兆7,000億円と、安定した税になっています。非常に貴重な税源になっています。

その上で、**資料㉑**を見ていただきますと、償却資産課税は個々の市町村にとって極めて大きな税収になっています。

左側が、例えばダムのあるところですか、福島県の市町村があるように、原発があるところにとって、極めて大きな税収になっています。それから、右側にありますように、例えば7番目の北九州市、三重県の日知市市、こういうところは人口に比べて製造業が多くて、大きな税収をここから生んでいるということです。

そういうこともありまして、**資料㉒**にありますように、償却資産課税については、地方6団体から、堅持してほしいという要望があるわけです。

資料㉓は、資産税制の国際比較（償却資産関係）です。よく経済産業省からご指摘を受けますのは、償却資産課税というのは国際的に見てまれであると、日本独自の税であるかのごとくご説明されるのですが、償却資産課税というのは実はアメリカから輸入した税で、固定資産税というのは土地と家屋と償却資産にかかっているわけですが、土地というのは戦前の地租にあり、それから家屋は、家屋税というのが戦前からございましたが、償却資産は戦後、シャウプ勧告でアメリカの税制を導入しろということで、シャウプさんが導入するように勧めて、それで日本で導入したもので、日本独自の課税ではなくて、アメリカでは一般的な税です。

資料㉔を見ていただきますと、一番左にアメリカがありまして、50州のうち38州で機械設備にかかっています。これも、アメリカでも機械設備にかかる償却資産の見直しの動きがあるのではないかなというご指摘もあるのですが、やっているところは、この間破産したデトロイト市のあるミシガン州のようなところで、経済的に日本企業もたくさん立地しているカリフォルニア州にはそういう動きはありません。償却資産課税の有無というのが企業立地に大きな影響を与えているというのは、若干違うのではないかと、私どもは思っています。

もう1つ、法人税と固定資産税の償却の考え方を合わせてほしいという議論があります。**資料㉕**は、法人税と固定資産税の償却資産の考え方の資料です。基本的には、法人税における減価償却は、資産の取得価額をどういうふうに費用に計上していくかという問題なのに対して、固定資産税は、そのまま財産価値に着目して課税しておりますので、効果も、いずれも発生するところが違いまして、これは第一次安倍内閣のときに、平成19年度に、法人の方で見直したときも、固定資産税の方は見直していないという状況があることです。

いずれにしても、ただ、固定資産税の償却資産でも、一定の公益性のあるものなどについて特例は講じていることはありますので、もちろん議論はさせていただきますけれども、基礎的な税収ということについてぜひ誤解を正した上で、ご議論をいただければと思っている次第です。

2. 地方法人課税

2番目の議論は、**資料㉖**の平成26年度税制改正における地方税に関する主な減税要望についてです。先ほど申しましたように、消費税の増税によりましても、全然財政の健全化は保証されているわけでもなく、また、消費税の税収は社会保障に使われるので、消費税を引き上げることで減税余地が生まれるということはないの

ですけれども、やはり減税の要望を多々いただいているわけです。

資料⑤にありますように、今年度税制改正でも、法人所得課税の実効税率の引き下げ、自動車取得税の廃止、それから固定資産税の償却資産課税の抜本的見直し、ゴルフ場利用税の廃止、このようなご要望を頂戴しているわけです。

しかし、資料⑥の地方税収と地方財政の財源不足の状況にありますように、地方税収は35.8兆円、地方財政の4割に相当する財源不足が生じています。消費税・地方消費税引き上げによる増収は4.2兆円、社会保障の充実もありますので、実際は3.3兆円ぐらいしか財政の健全化には寄与しません。

そういった中で、具体的な代替財源のない地方税の軽減というのは、やはり慎重に検討していきたいと思っています。

そういう観点で、資料⑦に、地方六団体からの要望がございまして、いろいろなことについて、やはり、慎重に検討しろというご要望を頂戴しているということをご紹介させていただいています。

その中で非常に大きな課題が資料⑧にあります税制抜本改革法に基づく法人実効税率の見直しがあるのですが、それ以外に、地方法人特別税・譲与税制度の見直しの問題がございます。

これは税制抜本改革法のところの第7条3号に、法人課税の見直しのことと、5号で地方税制について見直しの項目が入っているわけですが、まず1つ、一番大きな課題は、資料⑨の地方法人特別税・譲与税についてです。

現在、もともと法人事業税の所得割につきまして、地方法人特別税・譲与税というのを設けまして、富裕な県であるとされておりました東京都その他から、その税収を納めていただいて、各県に人口・従業者数という、地方消費税とほぼ同じ割合で交付するという制度を取っています。

これがもともとの法律を作ったときの経緯から、税制の抜本的な改革において遍在性の小

い地方税体系の構築が行われるまでの間の措置ということで行われているわけです。これについて、税制の抜本的な改革と併せて抜本的に見直しをするということがいわれておりますので、この取り扱いが今年は地方税制にとっては非常に大きな問題の1つにもなっています。

基本的には、取り上げられている東京都や愛知県は、「今回、消費税の引き上げも行われたのだから、これは解消してほしい」というご要望ですが、片や、地方の県におきましては、「これは極めて重要な制度である。今回の地方消費税の引き上げで、むしろ東京都や愛知県の方が潤っているのだから、この制度は存続するだけではなくて強化すべきである」というのが真っ向から対立しておりまして、私ども大変にその取り扱いには苦慮しているところです。

資料⑩にありますように、「地方法人課税の在り方に関する検討会」というのを地方財政審議会において検討させていただいているところでして、その富裕県と、それから貧乏県の間の争いに苦慮しているところに乱入をされたのが経団連でございます。

資料⑪を見ていただきますと、これは今年の5月ぐらいに出た経団連のご要望なのですが、地方法人課税の負担軽減といたしまして、この(1)の2番目の「○」に、「地方法人特別税については、遅くとも消費税率の10%への引き上げ時までに確実に廃止すべく、平成26年度税制改正で成案。制度の創設経緯からして、本来であれば単純廃止が当然」ということで、これを廃止することで法人実効税率の引き下げを実現したかどうかというご提案を頂いています。

しかし、そのすぐ下に、「万が一、単純廃止が困難である場合」というふうに書いてありますので、多分、経団連さんも、万が9,999は単純廃止は無理なのだろうなと思っていただいているのだと思いますが、いずれにしても、国税に統一した上で、段階的に縮減というご提案を頂いております。

それから、資料⑫は経済同友会から頂戴した

提案です。地方法人特別税部分とか地方税部分について、個人住民税の所得割とか固定資産税の土地を引き上げて、1回下げて、最後は地方消費税でもう1回下げてはどうかというご提案も頂戴しております。

これも、私ども、ご提案を見もしないで反論するということではなくて、ちゃんと勉強させていただいているという証拠のようなもので出させていただいているわけですが、やはり地方消費税を引き上げて国民の皆さんの負担を広くお願いしているときに、現実にも、住民税、固定資産税（土地）というのを引き上げることが可能かという、これはなかなか厳しいものもあるなと思っております。いずれにしても、法人実効税率の問題と併せて、この辺も議論になっていく可能性がございますが、それはそれとして、富裕県と貧乏県の問題は解決していきたいと考えている次第です。

3. 車体課税

資料④③は、車体課税の見直しです。自動車取得税、自動車重量税については、税制抜本改革法の中で見直しということになっておりまして、特に（イ）のところに、自動車取得税は、2段階で引き下げ、消費税率10%の時点で廃止する。消費税率8%段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化するというふうに書いています。

その一方、消費税率10%段階で、自動車税において自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能等に応じた課税を実施するとなっています。

その上で、安定的な財源を確保して地方財政の影響に対する適切な補てん措置を講じるということになっておりますので、そういう枠組みの中で検討することになっています。

よく新聞記事の中で、自動車取得税は消費税との二重課税であるから廃止することが決まったような記事が出ておりますが、二重課税だか

ら廃止するということは、どこにも政府の決定にも、与党の決定にも出ておりませんで、もともとの法律の規定に「簡素化を図る」というのがございまして、自動車に関しては、市町村は軽自動車税、国は自動車重量税をかけておりますが、都道府県だけが自動車税と自動車取得税の2つの税をかけているということもありまして、われわれとして、簡素化は必要であるという観点から自動車取得税の廃止ということは提言されたと思っていますけれども、その機能は自動車税の方で維持をするというふうなことが書いてありますので、どういうふうな機能、財源を確保するという機能をどうするか、グリーン化をどうするのか、そういう点について与党の議論をいただきたいと思います。

そういう中で資料④④は、地方にとって自動車重量税・取得税、両方とも貴重な税源であるということを書いています。

資料④⑤は、地方六団体からの要望なのですが、廃止することだけを決めて、代替財源が明記されていないのは遺憾であるといわれておりますので、われわれもちょっとどうしたらいいか検討しているところです。

そして、資料④⑥のとおり、そのために検討会を作って議論させていただいているところです。

資料④⑦は、自動車取得税の適用状況です。これは何を申し上げたいかといいますと、現に今、自動車取得税を廃止すると何が起るかということで、例えば一番上の輸入車、1,320万円と書いてありますが、9km/Lのものについては、現時点で自動車取得税がほぼ60万円かかっています。これに対して上から4番目、32km/L走る国産ハイブリッド車については、エコカー減税によりまして、現在は1円も自動車取得税はかかっていません。

これを、このまま消費税率引き上げのときに廃止したら何が起るかということ、輸入車Aには60万円の税廃止によるメリットが生じ、国産ハイブリッドの方には全く生じないということで、今までやってきたエコカーを推進すると

いうことについて逆行する制度になってしまう。このことをどう考えるかということが、先ほどのグリーン化の維持をどう考えるかという論点ということです。

その上にまたもう1つややこしい論点がありますのが資料④で、TPPの際に、「自動車TOR」というのが決定されまして、3番にございますように、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定した。対象事項として透明性、流通、基準、環境対応車／新技術搭載車、財政上のインセンティブと、こういうふうに書いてありまして、その財政上のインセンティブの中身は、一番下にございますように、税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく（中略）差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられるということになっています。

これに関する交渉は、1回だけ行われたというのが新聞に出ています。TPPと同じで、保秘がかかっておりまして、内容についてはお話しできないわけですが、こういった要素も考えながら議論をさせていただかなくてはならないと思っています。

4. ゴルフ場利用税

最後にゴルフ場利用税の廃止というのが文部科学省から要求されています。スポーツにかけるのはけしからんということですが、資料⑤を見enいただきますと、多分ここにおられる方は東京におられる方が多いと思うのですが、東京におられる方が、多分東京外の関東圏に900万回ゴルフに行っておられまして、それについて、道路も使っておられますけれども、税負担をしておられません。若い18歳未満の方のゴルフは非課税になっています。それから、あまりビールも飲めない70歳以上の方のゴルフも、もう既に非課税になっておりますので、ぜひブレザーを着て昼休みにビールを飲むような方は、ビール1杯分の800円ぐらいを置いてきていただくというつもりで、ぜひお払いいた

けないかなというお願いをして、残りはちょっと説明を省略させていただきます。

以上です。

Ⅵ. 個別税制の現状と課題についての討論

（岩崎） ありがとうございます。既に時間をだいぶ経過しておりますので、論点を絞って議論をしていただければと思います。まず谷口様から、ご意見をお願いいたします。

（谷口） 各論の方で、ポイントだけコメントさせていただきます。

1. 法人税

（法人実効税率）

法人実効税率につきましてはいろいろとご説明をしていただきましたが、われわれとしては、戦っているアジアの諸国に比べて法人実効税率が高いという認識です。ただ、いろいろ、先ほど星野審議官からお話がありましたように、製造業を中心に投資減税をするという流れが出て来ておりますが、われわれとしては国内だけの投資促進ではなくて、海外からの投資を呼び込んで、国内の雇用拡大も図れるように、何とか実効税率の問題は今後も議論していただきたいということです。

（研究開発費）

研究開発費は、先ほども話がありましたけれども、これから成長軌道に乗せていくという課題に非常に大きな役割を負っていると思います。特に、生産年齢人口つまり働き手が減っていく中で、1人当たりのGDPを稼いで成長させていかなければいけない、その裏付けはやはり研究開発を通じた生産性・付加価値向上なのではないかと思っています。

そういう意味では、研究開発にいろいろな手当ををしていただいていますけれども、海外ではさらにそれを上回っているという面もありますので、やはりこの面につきましても、今後検討をぜひしていただきたい。

2. 消費税

消費税については、足元の上げるか上げないかの次に、さらにどうするのかという議論が多分来ると思います。

それで、番号制度、この法律が成立いたしましたので、逆進性対策も含めて、ベースを整えていくことで、いろいろとうまく使っていただきたいなと思っています。

情報の漏えい問題とか、いろいろリスクはあるのですが、これはこれでまたちゃんと手当をするということで、まさに、先ほどの公平性を裏付けるための番号制度の活用ということを提言したいと思います。

3. 所得税

所得税の所得再分配機能が、去年の最高税率の引き上げぐらいではまだまだ足りないと思っています。所得税について再分配機能なり、徴収機能を、もう一段、高める必要があるだろうということです。

4. 地方法人課税

地方税につきましては、税源の性格からいって、地方法人二税というのは、応益原則の観点からちょっと違うのではないかという意味です。

当然、税源が何かないと、単純にやめるわけにいかないというのはよくわかるわけですので、やはり税源の入れ替えも含めて、この辺をきちんと検討して、地方税にふさわしい税源というもの確保していくことが必要なのではないかと思っています。

5. 国際課税

それから国際課税については、今日の午前中

の増井先生のお話、それから先程の星野審議官からのご説明にありますように、いろいろと進み出しています。

これは、企業のコア・コンピタンスであります。後から脱税だったとか、二重課税されるというのはたまりませんので、ぜひ官民で議論していただいた上で、OECD等の場で、早めにコンセンサスを形成していただきたいと思っています。

6. 償却資産に係る固定資産税

それから、1点だけ、固定資産税の償却資産課税の話在先ほど平嶋審議官がおっしゃっていたのですが、やはり私どもとしては、償却資産課税そのものが、やはり地方の応益関係のバランスでいうと、ちょっと合わないのではないかとこの認識がございまして、やはりこれについても、十分な議論をさせていただきたいということです。

以上です。

(岩崎) 続きまして、土居先生からご議論ください。

(土居) 手短かに申し上げます。

1. 所得税

まず星野審議官に、所得税に関して質問させていただきます。所得税は、先ほど谷口さんからお話がありましたけれど、所得再分配機能をいかにこれからさらに発揮させるかというところは重要なポイントになってくると思います。特に社会保障にまつわる給付と負担の世代間格差のことを考えますと、公的年金等控除が手厚過ぎるのではないかとこの批判が経済学者からは以前から言われております。この点について、今後の公的年金等控除の改革の方向性はどのようなふうにお考えであるかということについて、

今お話しいただける範囲でお聞かせいただければと思います。

特に、既にご承知のように、給与所得控除は、民主党政権の中で改められまして、上限が設けられました。上限以下の方は、特にそれで大きく変更があるわけではなかったけれども、役員報酬等々で控除などが減るということはありません。しかし、上限だけではなくて、全体として控除の額自体を抑制するという方向も考えられると思うのですが、そのあたりの方向性について伺えればと思います。

2. 償却資産に係る固定資産税

それから、平嶋審議官には2点ほどありまして、先ほど償却資産にかかる固定資産税については、かなりゼロ回答というようなお話でありました。ただやはり、課税するにしても、応益課税だということを中心に地方自治体側が訴えて、応益課税だからこそ償却資産に課税するのだというような説明の仕方は、なかなか通らないのではないかと思います。

Too big too fail 式というのでしょうか、税収が多過ぎて、なかなか急には減らせないということなのか、しばらくの間はやむを得ないとしても、償却資産に課税するぐらいならば、先ほど平嶋審議官がお触れになったように、小規模宅地、それから農地の優遇策を、固定資産税に関しては縮小していくこととの対応で代替財源という可能性というのは、今すぐは無理にしても、将来考えられるかどうかということをお伺いしたいと思います。

3. 地方法人課税

それから最後の1点は、地方法人特別税に関して、最終的には利害が錯綜しているので、政治決断を求めることになると思うのですけれども、政治決断を下すということになったとしても、今いろいろ挙がっている論点で、これだけはさすがに欠かせない、配慮せざるを得ない、というような論点として浮かび上がってきて

いるものが現時点であるとすれば、どのようなものがあるかということをご紹介いただければ幸いです。

以上です。

(岩崎) ありがとうございます。難しい論点がいろいろ出ましたが、それぞれ審議官から、今の段階でお答えできる範囲でお答えいただければと思います。まず星野審議官からお願いいたします。

(星野) まず、谷口様からのご質問です。

1. 法人税

(法人実効税率)

法人実効税率について、縷々こちらも述べさせていただきましたけれども、今後、この問題についてはまだまだ議論が続いていくことだと思っています。

繰り返しになりますけれども、1%下げることによって、国・地方で4,000億円の財源がかかるということについて、代替財源も含めて考えていかなければいけないということと、法人税に対するアプローチとして、一律の税率引き下げがいいのか、ターゲットを絞った何らかの法人の特別措置がいいのかということについても、今後さらに議論を深めていきたいと考えております。

(研究開発税制)

研究開発税制についてご指摘がございました。これは日本の制度自体もかなり思い切った制度になっておりまして、最大限で法人税収の4割をカットできるということになっておりまして、この制度を利用することによって、実際の出来上りの法人税率、例えば国税ですと25%の水準から15%ぐらいに水準が下がるということです。

海外もいろいろやっているという話ではござ

いますけれども、つぶさに制度を比較すると、対象が限定されていたりとか、例えば減価償却費が含まれていないとか、日本の制度よりも若干使い勝手が悪いようなこともいろいろありまして、そういう意味では今の日本の制度は、かなりのものだなとは思っています。

ただ、研究開発については、いずれにしても、企業の足腰を強化するという意味では非常に重要ですので、今回、この秋の法人税の検討に当たっても、研究開発税制については議論の俎上に載っておりますので、今後とも研究開発税制について検討していきたいと考えております。

2. 消費税

それから、消費税の関係で、番号制度を使って逆進性対策ということです。番号制度については、ご案内のとおり、法律が成立して、導入が図られるということになりました。先ほど資料の中でもちょっと見ていただきましたけれども、対策としては、当面は簡素な給付措置を行っていくということになっているわけですが、番号制度が実施された暁には、給付措置についてももう少しきめ細かい制度にするのか、はたまた軽減税率をやっていくのかといったようなことについて、さらに議論をしていかなければいけないと思っています。

いずれにしても、番号制度を活用して、税制をきめ細かく行っていく。それから、社会保障制度も含めて、給付と負担の在り方をもう少しきめ細かく見た制度設計をやっていかなければいけないということで、番号制度の活用については今後とも検討していきたいと考えております。

3. 所得税

それから、所得再分配機能の話でご指摘がございました。所得税については、実は今日お配りした資料の中で、資料④²、資料④³にあります。

資料④³を見ていただくと、個人所得課税の実効税率の国際比較という表を載せたのですけれ

ども、これを見てわかっていただけるかと思うのですが、日本は低所得者、要するに1,000万円からもうちょっとのところまでの負担の率が、諸外国に比べてものすごく低いということになっています。

所得再分配機能の強化といったときに、非常に難しいのは、実は日本はものすごく税率が寝ていて、相対的に低い所得の人があまり所得税を負担していないという構造になっている中で、国際水準も見ながら、どのように所得税の課税強化をしていくかという問題がございます。

これは、今後消費税をどうしていくかということも絡むわけですが、担税力なり、社会保障の負担も含めて、総合的に考えていく必要があって、所得再分配機能を高めるという話と、結構、中低所得者に効くような税制改正をやっけないと、構造論としてはなかなか難しいものがあるのだということをご理解いただければと思います。今後とも所得税については引き続き議論をしていかなければいけないと思っています。

4. 国際課税

国際課税については、官民での議論、早めのコンセンサス形成をというご意見でしたが、私どもも国際課税については、なるべく議論を明らかにして、民間の意見もなるべく取り入れて、いろいろな議論に臨んでいきたいと考えています。

5. 所得税

それから、土居先生からは所得税の関係で、公的年金等控除についての改革の方向性ということで、ご質問がございました。

この問題については、先般出ました国民会議の議論の中でも、年金制度の改革に伴って、例えば高所得者の年金給付の在り方と並んで、公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しを進めなさいといったような提言がなされておりますので、ある程度高い方の所得について



公的年金等控除をどうするかという点については、土居先生もご指摘されているとおり、給与所得控除との関係、上の方のキャップを設けるといったような話も含めて、やはり制度のある程度の統一性を図っていく必要があるかと思っています。

全体として控除の抑制をどうするかということについては、これはなかなか今の時点で、どのようにやっていくかということについては、なかなかお答えしにくい面もありますけれども、ただ、公的年金等控除については、今申し上げた国民会議でも指摘がなされているところですので、課題としていろいろと検討していきたいと思っています。

(岩崎) それでは、平嶋審議官、お願い申し上げます。

1. 地方法人課税

(平嶋) 私の方は、法人課税と償却資産のお

話を頂いたと思っております。この2つは関係をしておりまして、地方法人二税の引き下げで、実効税率を引き下げてほしいという議論の一方で、先ほど法人擬制説の立場から、やはり法人所得課税というのは、地方課税には向かないのではないかというご議論も頂いています。

そうしますと、では法人は地方の行政サービスから受益を受けていないのかといわれれば、法人の営業活動・生産活動で道路も使うし、事故が起きることもありますし、救急が行くこともあるということで、一定の負担はしていただかなければいけない。

そのときに、外形的な標準でかけていくというのが1つの方法でございまして、私どもとしては、実際に外形標準課税は地域の遍在性も是正することが私どもの調査でわかってまいりましたので、できましたら外形標準課税を拡大していきたいという気持ちはございます。

ただ、これに関しては、1億円以上の大企業の中でも議論が分かれておりますし、ましてや、赤字法人の多い1億円以下の中小企業に関しては、外形標準課税の導入に極めて消極的なご意

見を頂戴しているということで、極めて難しい問題と思っています。

2. 償却資産に係る固定資産税

その中で、一種のこの償却資産に対する固定資産税というのも、法人の外形課税の1つと見ることも可能なわけで、全体として法人が地方に対してどういうふうな負担をするのかという議論が、やはり必要なのかなと率直に思っています。

固定資産税の償却資産に関して、動くもの、機械装置を念頭におっしゃる方が多いのですが、先ほど申しましたように、例えばダムですとか、それから電気会社の送電用の鉄塔とか、こういったものも実は償却資産ということで課税をさせていただいているわけで、家屋にも課税していることの関係も考えていただいたり、やはり資産としての価値を考えていただいたりすると、そうそう不公平ということでもないのかなと思っています。

特に、例えば1億円の償却資産を購入されて、例えば5年で償却するというものになりますと、5年目、6年目になりますと、もう5%になっってしまうので、1億円の資産に6年

後、7年後にかかっているのは、元が500万円の残価しかないので、実のことを言えば、1.4%掛けて7万円ですか、それだけがかかっているということになるわけですので、そんなにものすごく重たい税ではないと思いますが、いずれにしても、いろいろなご意見をいただいていることは、よく勉強させていただいて、議論させていただきたいと思っています。

(岩崎) ありがとうございます。

おわりに

(岩崎) 大変ホットな議論を展開していただきました。本日予定していた終了時間を大変オーバーしてしまいましたが、今後、年度末にかけて政治的にはますます議論はヒートしていくと思いますので、その際の検討の基礎を提供できたのではないかと考えております。

本日はご清聴ありがとうございました。これで本日の討論を終了させていただきます。どうもありがとうございました。